

平成31年旭市議会第1回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成31年3月12日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	24
所管事項の報告	26
閉会	30

文教福祉常任委員会 平成31年3月13日（水）

付議事件	33
出席委員	33
欠席委員	34
委員外出席者	34
説明のため出席した者	34
事務局職員出席者	34
開会	35
議案の説明、質疑	36
議案の採決	54
所管事項の報告	56
請願の審査	58
請願の採決	65

陳情の審査	6 5
陳情の採決	7 0
閉会	7 1

総務常任委員会 平成31年3月14日（木）

付議事件	7 5
出席委員	7 5
欠席委員	7 5
委員外出席者	7 5
説明のため出席した者	7 5
事務局職員出席者	7 6
開会	7 7
議案の説明、質疑	7 8
議案の採決	9 3
所管事項の報告	9 4
陳情の審査	9 9
陳情の採決	1 0 3
閉会	1 0 6

建設経済常任委員会

平成31年3月12日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 6 号 平成31年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成31年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成31年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第11号 平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第12号 旭市森林環境整備基金条例の制定について
- 議案第13号 旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について
- 議案第24号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 市道路線の認定、廃止及び変更について

出席委員（5名）

委員長	宮内保	副委員長	高木寛
委員	佐久間茂樹	委員	林晴道
委員	平山清海		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 向後悦世

説明のため出席した者（16名）

副市長	加 瀬 正 彦	商工観光課長	小 林 敦 巳
農水産課長	宮 内 敏 之	建設課長	加 瀬 喜 弘
都市整備課長	鵜之沢 隆	下水道課長	高 野 和 彦
水道課長	加 瀬 宏 之	農業委員会 事務局長	赤 谷 浩 巳
その他担当 職員	8 名		

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きのうは 3.11、東日本大震災の追悼式ということで、課長はじめ議員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました 10 議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

また、昨日はご多忙の中、東日本大震災8周年追悼式へのご出席をいただき、ありがとうございました。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、ただいま議長のご挨拶にもございましたとおり、全部で10議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係で、議案第1号、これは一般会計予算の議決です。それからこれは所管事項になります。議案第6号、平成31年度旭市下水道事業特別会計予算の議決、議案第7号、平成31年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決、議案第8

号、平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決、議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、それから議案第 11 号、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についての 6 議案がございます。

それと条例関係といたしまして、議案第 12 号、旭市森林環境整備基金条例の制定について、それから議案第 13 号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について、議案第 24 号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案がございます。

そのほかでございますが、議案第 25 号といたしまして、市道路線の認定、廃止及び変更についてでございます。

以上、全部で 10 議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 6 号、平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第 7 号、平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第 8 号、平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 11 号、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第 12 号、旭市森林環境整備基金条例の制定について、議案第 13 号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について、議案第 24 号、旭市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 25 号、市道の認定、廃止及び変更についての 10 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

課長、長くなるようでしたら、着座でも結構です。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、商工観光課所管の補足説明を申し上げます。

なお、補足説明につきましては、全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものをご説明いたします。

初めに歳入になります。

予算書のほうをご用意いただきたいと思います。20ページでございます。

12款使用料及び手数料、1項5目商工使用料1,118万円は、説明欄にございます長熊釣堀センターの使用料並びに市営プールの使用料でございます。

続きまして、歳出に入ります。

少し飛びますが156ページをご覧くださいと思います。

5款労働費、1項1目労働諸費は177万7,000円でございます。

説明欄をご覧くださいと思います。説明欄1、労働諸費66万7,000円は、旭市と旭市商工会が共催で行います中小企業従業員表彰に係る経費並びに旭市雇用対策協議会が行います事業に対する補助金でございます。

説明欄2をお願いします。職業相談室運営支援事業111万円は、旭青年の家で開催しております職業相談室の窓口業務を行う臨時職員1名の賃金でございます。

続きまして、少し飛びますが178ページをお願いしたいと思います。

7款商工費、1項1目商工総務費は9,201万3,000円でございます。

説明欄3をお願いいたします。消費者保護対策事業700万6,000円は、旭市消費生活センター運営に係る経費でございます。主なものは、相談員4名の報酬等でございます。

続きまして、179ページをお願いします。

2項商工振興費は1億7,612万9,000円でございます。

次の180ページをご覧ください。

説明欄2、中小企業金融対策事業1億1万円は、市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業へ市内の金融機関が融資を行うにあたり、市内の6金融機関に合計1億円を預託しまして、金融機関はその10倍、10億円を限度として中小企業へ融資するものでございます。なお、この預託金1億円につきましては、年度末に市のほうに償還されます。

続きまして、説明欄3、制度資金利子補給事業2,024万3,000円は、中小企業資金融資条

例に基づきまして、市内中小企業の資金融資について、利子補給を行うものであります。利子補給率につきましては 2.15%でございます。件数としましては、継続しております 221 件プラス新規 52 件を見込みまして、計 273 件を見込み計上したものでございます。

次に、181 ページをお願いします。

説明欄 5、中心市街地活性化対策事業 259 万 6,000 円は、市内銀座通りにありますまちかどギャラリーの借り上げ料及び管理経費でございます。

その下の説明欄 6、旭市特産品開発事業 198 万円は、旭市の特色を生かした新たな特産品開発と優れた物産品の推奨事業へ補助するものでございます。

続きまして、182 ページをお願いします。

説明欄 7、企業誘致促進事業 770 万 6,000 円は、進出企業に対する奨励措置助成金及び旭市企業誘致審議会等の経費でございます。

続きまして、183 ページをお願いいたします。

説明欄 8、工業振興支援事業 332 万 4,000 円は、あさひ鎌数工業団地及びさくら台工業団地の施設管理に伴う経費及び負担金となっております。

続きまして、3 目観光費 1 億 749 万 9,000 円でございます。

説明欄 1、観光事務費 1,495 万 9,000 円の主なものは、次のページでございます、184 ページ、19 節負担金補助及び交付金の旭市観光物産協会補助金 1,360 万 1,000 円でございます。

続きまして、185 ページをお願いします。

説明欄 3、観光施設管理費 4,100 万円は、所管します市営プール、長熊釣堀センターなどの施設の維持管理経費になります。次のページ、お願いします。186 ページ。主なものとしては、13 節委託料のプールの監視員の業務委託料 706 万 5,000 円、15 節工事費 268 万 4,000 円は、矢指ヶ浦海岸駐車場の防砂ネットの設置並びに長熊釣堀センターの歩道の改修工事となっております。

続きまして、説明欄 4、観光施設整備事業 157 万円のうち、11 節需用費 49 万 7,000 円は、海岸レストハウスに設置する予定であります壁かけの時計の設置費を予定しております。

続きまして、187 ページ、工事請負費 91 万円は、上永井公園並びに海岸駐車場に防犯カメラを設置する工事費でございます。

続きまして、188 ページをお願いします。

説明欄 6 になります。海水浴場開設事業 1,770 万円は、矢指ヶ浦海水浴場、飯岡海水浴場

の開設に必要な経費となります。主な経費としましては、13 節委託料の監視員の業務委託料 1,000 万円、次の 189 ページ、15 節工事請負費の海水浴場整備工事 500 万円でございます。

以上で、議案第 1 号、商工観光課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

本会議及び全員協議会でご説明いたしました主な事業以外について、何点かご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、予算書の 163 ページをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 課長、長くなるようでしたら着座で。

○農水産課長（宮内敏之） ありがとうございます。今回少しなものですから、立ったままでお願いします。

それでは、163 ページ、歳出になりますが、説明欄下段の 4 になります。農水産業災害復旧資金利子補給事業の 19 負担金補助及び交付金になります。26 万円は、災害により被害を受けた農業者が利用する制度資金に対する利子補給で、県単災害融資資金利子補給等補助金 22 万円は、主に昨年 9 月に発生いたしました台風 24 号で被害を受けた農業者が活用いたします資金に対する利子補給及び債務保証料への補助になります。

参考に申し上げますと、台風 24 号関連で昨年第 4 回定例会で補正予算に計上いたしました災害対策支援事業補助金でございますが、現在 7 人の農家の方が 1,173 万 2,000 円を申請しているところでございます。

次に、167 ページをお願いいたします。

説明欄 17 になります。農地集積集約化対策事業のうち、19 負担金補助及び交付金、次のページに続きまして、農地集積協力金 980 万円は、農地中間管理機構を通しまして農地を貸し借りした場合に、面積に応じまして地権者のほうに交付される協力金になります。現在 31 件分を見込んでいるところでございます。

同じく 168 ページになります。6 款 1 項 4 目畜産振興費になります。

説明欄 2 の家畜防疫対策事業の 2,620 万 8,000 円は、牛、豚、鳥など、家畜伝染病発生と蔓延防止のために行います検査費用や予防薬接種に対する補助金で、市の単独補助事業になります。

次に、3 のさわやか畜産総合展開事業 750 万 3,000 円になります。こちらは、畜産農家が

行います家畜排せつ物の浄化施設の機能向上や、堆肥の利用促進に関する機械等の整備を支援するものでございます。今回は、堆肥散布機の導入が2件、堆肥攪拌機等、堆肥保管庫の整備1件を見込みました。

以上で、議案第1号の農水産課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第1号、建設課所管の補足説明を申し上げます。

全員協議会並びに議案質疑で説明できなかった事業のうち、主なものを説明いたします。

予算書の196ページをお開きください。

中ほどになります。説明欄3、交通安全施設維持補修事業の15節工事請負費の交通安全施設整備工事1,418万5,000円については、ガードレールや転落防止柵、区画線、路面標示等の整備を行うものでございます。

その下の道路附属施設改修工事924万円については、老朽化しました道路照明灯の修繕工事を行うものでございます。

次に、同じく196ページの下の段になります。

説明欄4、急傾斜地崩落対策事業の15節工事請負費は、のり面復旧工事5,720万円でございます。平成29年12月に海上地区岩井地先におきまして、自然崩落しましたのり面の復旧工事を行うものでございます。工事内容は、延長が58メートル、高さが15メートルで、工法については上部が簡易吹きつけのり枠工で、下部がコンクリート吹きつけ工の工事を行うものでございます。

当該箇所は、急傾斜地崩落危険地域でございますが、のり面崩壊による人家等への人的被害が想定されない区域でありまして、国、県の補助制度に該当しないもので、今回市の単独事業で行うものでございます。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わりにします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

なお、全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものについてご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

予算書の20ページをお開きください。歳入になります。

12款1項6目土木使用料、3節都市計画使用料、説明欄1のあさひパークゴルフ場使用

料は、過去の実績等を考慮しまして、31年度の年間利用人数を一般で5,000人、月ぎめ会員1,600人と見込み、898万3,000円の収入を計上しました。

なお、年間の来場者人数としては、延べ2万4,000人程度を予定しております。

次に、203ページをお願いします。歳出になります。

8款3項4目公園費、説明欄1の公園維持管理費1億75万7,000円は、都市整備課が所管している都市公園12か所、その他公園7か所、宅造公園44か所の維持管理及び県立九十九里自然公園内に設置されている公衆トイレなどの維持管理に関する費用です。

続いて、204ページをお願いします。

13節委託料の公園維持管理委託料は、これらの公園の清掃、除草、樹木の管理等のため年間を通じ業者へ委託する費用5,059万3,000円を予定したものです。

同じく204ページ、15節工事請負費2,263万8,000円のうち、カメラ設置工事は防犯カメラ5基の設置工事費378万円です。

その下、トイレ設置工事1,475万4,000円は、昨年7月に供用を開始しました日の出山公園の利便性を図るため、トイレを設置するものです。

また、公園改修工事410万4,000円は、複合遊具の改修のための費用でありまして、これにより公園の快適性と安全性の向上を図ってまいります。

続いて、205ページをお願いいたします。

説明欄2のあさひパークゴルフ場維持管理費2,682万7,000円は、パークゴルフ場の運営管理費を予定したものです。

続いて、206ページをお願いします。

15節工事請負費のうち空調設備改修工事90万円は、管理棟の空調機について取り替え工事費を計上したものです。

同じく206ページをお願いします。

説明欄3の旭スポーツの森公園整備事業、15節工事請負費1,641万6,000円は、経年により劣化した公園内の車道について舗装の改修を行うもので、延長約332メートルの改修を予定しております。

次に、210ページをお願いします。

8款4項1目住宅管理費、説明欄5の住宅建築物耐震化促進事業220万9,000円のうち、19節負担金補助及び交付金220万円は、住宅耐震改修補助金200万円、住宅耐震診断補助金20万円で、それぞれ5件の利用を見込んだものであります。

以上で、議案第1号、都市整備課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） お疲れのところご苦労さまです。

農水課のほうにお聞きしたいんですけども、予算書161ページの農村公園維持管理費という項目があります。お尋ねしたいのは、農村公園という指定した場所は、旭市では何か所ありますかということと、併せて13の樹木剪定等委託料32万6,000円ですか、この予算計上されていますが、樹木等剪定というのはどういふことをやるのかと併せて、今私市民の方から寄せられたケブカトラカミキリムシについて、以前はいろいろ議会の中でも議論になりました。その取り組みというのは、今農水課のほうでどのように行われているのか、そのことをちょっとお聞きしたいなと。それは農村公園だけの予算計上のところで質問しましたが、ほかの項目でケブカトラカミキリについての予算計上などありましたら教えていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） それでは、委員各位にお願いいたします。

できれば質疑は一括でお願いいたします。

それでは、高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農村公園指定は何か所かというようなことでございます。条例等に基づきまして指定は4か所、あと類似する施設は2か所というようなことで6か所、7か所ですか、7か所現在農村公園という扱いで管理をしているところでございます。

あと13の樹木剪定費のほうになります。こちらは東足洗に農村公園がございまして、そちらの樹木のほうに隣接地の民地のほうに枝がはみ出している部分、樹木が大きくなりましたので、それはちょっと私どものほうで直接管理ができないものですから、これは専門の業者を頼みまして、高木のほうの剪定を依頼する予定でございます。

あとケブカトラカミキリの取り組みについてというご質問でございまして、こちらは匝瑳市のほうで大量発生いたしまして、それが干潟、鎗木地区のほうからだんだんに広まっているというような状況でございまして、こちらにつきましては、以前県のほうでそういった防除の事業とか、そういったものを行いまして、匝瑳市のほうが主にそういったものを取り組ん

でいると。

本市におきましては、区長回覧等、広報またはホームページ等で病虫害の防除についてのお知らせを行っているところでございます。

あと 12 月に各区長さんを通じまして、発生区域につきましては全戸配布のチラシを配布したところ、あとそれ以外の区域につきましては回覧板でこういった防除に対するお知らせをしたところでございます。

あと県のほうで、そういった産業木として扱う業者につきましては、県のほうでまたご指導していただいているような状況でございます。

特にそれに関する予算計上というものは、現在のところ行っていない状況でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） では幾つか聞きたいんですが、先ほど冒頭ありました長熊釣堀場の収入見込みありましたが、次年度は入れ込み客数ですね、何人ぐらいを見込んでいるのか。

それから直近 5 か年、3 か年の入れ込み客数の状況を教えてもらいたいと思います。

それから長熊釣堀場における人件費を含む総収入と総支出ですか、その状況をお伺いしたいとそう思います。

それから樹木の維持管理についてなんですけど、先ほど公園等で話があったんですが、市で課をまたがると思うんですが、植栽の植木の剪定に関してなんですけども、僕も今回、前回と一般質問で入札の件に関して質問させてもらいました。そんな中で植栽の業者に関しては、何だか競争の原理が働いていないように感じる人が多いです。縄張り意識が強いのか、業者の営業努力なのか分からんですが、やはりそういうことを感じる点が強いものですか、それに対する取り組みですね、今後そういうようなことを感じないようなやはり抜本的な解決策が必要じゃないのかなと思いますので、その辺に関して執行部の見解を求めたい、そのように思います。

あと今高木副委員長からお話がありましたケブカトラカミキリですね。市内の状況を分ける範囲でもう一度ご説明いただきたいのと、それに対して何だか隣の匝瑳市においては補助金が出て対応していると、そういうことを聞いたんですが、本市においてそのような県どうか、ちょっと機関分かりませんが、補助制度だとか、それに対する取り組み等があるようでしたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

まず1点目、来年度の長熊釣堀センターの入り込みの予定はということでよろしいでしょうか。こちらの予算書に計上しております使用料990万円、こちらにつきましては、入り込みが入場料が1,000円ということで、トータルで9,900人を予定しております。

直近の入り込みの状況でございますが、29年度、昨年度ですと1万2,634人でございます。すみません、ちょっと28年以前の資料がないんですが、30年度につきましては、ここまでで、2月末現在で約1万人ほどということでございます。残念ながらちょっとこのところ長熊、頑張っているんですが、少しずつ減っております。今年も1万はいくとは思いますが、1万は過ぎております。来年度はちょっと少ない数字でございますが9,900人、ちょっと低めには見ましたが、1万人は超えたいというところでございます。

それと総収入と支出ということでよろしいでしょうか。29年度に集計したものでよろしいでしょうか。平成29年度の収入が1,218万8,428円で行いました。これに対しまして、関連支出を全部集計しますと1,021万288円ということで、若干収入のほうが上回ったということでございますが、30年度はちょっとまだ集計済みでありませんが、ちょっと支出のほうが出てしまうのかなと。それとちょっと大きなところでは、どうしてもお魚のほうを入れています。それが金額が大きいものですから、それがちょっと頭数が増えてしまうと、その年はだいぶ経費が出てしまうということでございます。

あと、樹木の維持管理の関係でございますが、うちのほうも長熊のほうの維持管理、それから公園管理等でやっています。こちらのほうには、見積もり合わせでやっているところです。なるべく多くの方に参加いただくようには心がけてはいるんですが、一応今のところは見積もり合わせでやっているところでございます。商工観光課関係なのでございますが。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは樹木維持管理の関係、農水産課のほうは、定額で行って随契という形で多いもんですから、公園所在地の近隣でそういった関係業者がありましたらお願いするような形、またはあとシルバー人材センター等を活用させていただいているところでございます。

あとケブカトラカミキリの関係の発生状況でございますけども、現在細かい数字のほうは資料持ち合わせがないものですから、ざっくりとした回答でございます。だんだん匝瑳市のほうから広がって、先ほど申し上げましたように鐺木地先のほうからだんだん中和地区のほうへと広がってきているような状況でありまして、旭のほうでは、やはり井戸野地区のほうからだんだん市内中心部のほうに向かってきているというようなことで、あと海上のほうは高台のほう、松ヶ谷とか岩井のほうからだんだん出ているというような話を聞いているところでございます。

あと隣の匝瑳市のほうの補助の状況ということで、生産農家のほうに関しましては各自事業者のほうが対応しているような状況でございまして、どうしても匝瑳市の槇堀のほう、民家の堀、槇堀のほうがかなり多くありまして、そちらのほうに移ったものが農地に移る可能性があるというようなことで、県の補助事業を使いまして、民家の槇堀のほうの消毒のほうを実施しているというようなことでございますが、なかなか農家以外の方になりますと、そういった薬剤散布というものを嫌っていらっしゃって、なかなか承諾がもらえないので消毒ができないでいる。そこで結構事業のほうがストップしている状況だというようなことでお話を伺っております。

本市におきましても、そういった事例のほうでありますけども、特に個人の方の堀というようなことで、なかなか行政のほうでお願いするようなことができない状況であるというふうなことで、ですからうちのほうでできますことは、チラシ等の配布による周知でご協力をいただくような形しかできないのかなというようなことと、あとは枯れた槇堀なんかの枝がありましたら、木がありましたら、そういったものを早めに交換していただいて、駆除していただくというようなやり方をお願いしているような形であります。

あと新町のほうで一生懸命活動をされている方がいらっしゃいまして、そういった方と県の職員のほうで、積極的にそういった推進と言いますか、普及のほうをやっている。今後は何かそういった組織ができれば、そういったものを立ち上げて、市内のほうにおいてはケブカトラカミキリの被害を抑えるような形で検討したいというようなことで、先日ご相談があったところでございますので、市といたしましてもできる限りのご協力をさせていただいて、こういった発生を少なくしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは先ほどの植栽の剪定、公園のほうを都市整備課主に

管理している部分も多いもので、都市整備課のほうからもお答えいたします。

植栽の剪定につきましては、先ほど説明させていただきましたが、公園維持管理の中の公園維持管理委託料として発注しております。例えば次年度の植栽の状況を見ながら、数年に1度ぐらい、例えば高木であれば繁茂してきたら何年かに1回切る、その状況を見ながら設計をしまして、入札発注という形でやっています。結果的には市内の業者が落札しているということになっている状況だと思いますけれども、ちょっと競争の原理が働いていないんじゃないかというご質問がございました。入札の結果ですので申し訳ないんですが、私のほうからその結果については言うことはちょっと控えさせていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは再度伺いたいんですが、長熊釣堀センターですね。残念ながら釣り人の減少なのかどうなのか、入り込み客数今年度よりも少ない見込みであるということなんですが、ここでは人件費だとか管理人さんについてちょっと詳細を聞きたいんです。今、雇用している方の雇用状況だとか金銭とか、その辺の詳細を伺いたいと思うんですが、二、三年前ですか、ちょっと僕のところにも投稿がありまして、どうも管理人さんがよくないから減ってるということが手紙であったんです。市長への手紙も相当来てるんだよということを経営の担当課の方から伺いましたが、管理人さんの今現在は何年ぐらい勤めている方であって、二、三年前に相当そういう話があったんですけど、現状どういうふうにその辺がおさまっているのか、まだ雇用されてるのであればその人の雇用体系が変わったとか、改善状況があるのであれば具体的に伺いたいなとそうように思います。

あと次に、樹木の入札の件であります。今のような話でしたら全くやっぱり地元意識が強かったりいろんな努力の中で、変化がないのかなと普通の一般市民の人はなかなか納得できないと思うんですよ。ですから、新たな年は公園AとBを一緒に出すだとか、それからAとDをその次は出すとか、そういうもっと大きな改革がないと、なかなかちょっと市民の方には受け入れがたい部分があるのかなと、公園なんでね、僕の話ですとシニアクラブの皆さんが来る中でちょっと苦情が多い。課長にもこれ伝えてありますけどね、やっぱりマンネリ化してるという部分もあるかもしれない。何とか競争の原理だとか、いろんな業者に公園を順番で管理してもらうということも必要なのではないのかなとその辺の検討をしてもらいたいと思ってご見解を求めたい、そうように思います。

最後にケブカトラカミキリですか、今状況聞いたんですが、その程度ではちょっとなかなか

かあれですよね、繁殖を防ぐというところまでの手段にはなってないですね。ですから例えば先ほど課長も推進委員だとかそういう話ありましたけど、不法投棄の監視員、青いサイレン鳴らして、僕も夕方ごろ見かけますが、ああいうようにしっかりと団体を作ってもらって、そういう見回りをしてもらう人を委託して作るとかそういうことが必要なんではないのかなとそうように思います。

あとは県だとか補助制度ですか、その辺に関してまだまだ周知が浅いように感じますので、今後どのような周知を再度徹底できるのかをお話しいただきたい、そうように思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、長熊のほうの管理人の関係ということでよろしいでしょうか。対応ということで、対応が悪いということが以前そういう投稿があったということで、そういう投稿があればもちろんその時にそういうのがあったということで、指導と言いますかその話は当人にはしてると思います。

現在、長熊のほうには4名職員がいます。週5日勤務している者が1人、それから残り3名は週3日でこれをローテーションで1日2人ということでやっています。週5日勤務は昨年から勤務した者でございます。週3日3人の勤務、すみません、ちょっと年数が今手元なくて申し訳ありません、長くやっていただいています。この方は以前指定管理をしていたところからもやってた、その前もやってたということで、どうしてもヘラブナは専門的なところがございます。ご本人もヘラブナ釣りをしているということで知識が十分ございますので、そういうヘラブナの知識があるということで、お客さんにもその辺を指導していただける場合もございます。対応につきましては、そういうお客様商売でございますので、その辺は十分気をつけるようにとは指導はしてるところでございます。

すみません、以上でございます。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 再度ご質問ありました発注の仕方に改革が必要じゃないか、競争の原理が必要じゃないかというご質問でした。

今どちらかと言いますと、ある程度まとめて公園の維持管理等、都市整備課のほうが一括発注みたいな形で経費を抑えてということで発注をしています。ただ、先ほどお話しありましたように、例えば少額のものであれば、地元の近隣の業者を集めて見積もり合わせでやって、近場の業者にとってもらうようにするとか、ちょっと発注の仕方は今後研究させていた

だきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それではケブカトラカミキリ、委員のおっしゃるとおりだと思います。私どもも今後やはり関係する方、県、関係課と言いますと環境課のほうも関係してまいりますので、そちらのほうと連携を図りまして、よい方向になるように協議調整を行っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 再度長熊釣堀センターです。1点確認したかったことちょっと忘れてまして、たしかその釣堀以外に事務所併設してありましたよね。あれの、客商売だからということをおっしゃってましたが、結構開放されてるようなんですね。いろんな方が活用されてるということを聞きますんで、利用状況ですか、活用に対して貸し出す場合の基準だとか規約、またはお金を取っているのかどうなのかがあれば、詳細を伺いたいとそうように思います。

あとそれから先ほど指定管理を以前やっていたという話なんです、国のほうは民間ができることは民間にということで指定管理者制度の指定というものは取り入れましたが、何だか応募がなくて指定管理をやめたのかな。最初に指定管理を決定するに当たっても、ちょっと市のほう、決定機関のほうで落ち度が多かったんじゃないのかなと思うんですが、この先いつまた指定管理に戻すのか、それを具体的に伺いたいそうように思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） まず事務所のほうでございますが、釣り人の方々があそこで少し休憩とかはされています。特に貸し出しの基準のようなものはないと思います。

それと指定管理でございますが、ご指摘ございました以前は指定管理をしていたが、その方がやめてからは、その後なかなか厳しい状況だったということで、今後どうしていくのかまた検討するところだと思います。費用対効果等もございますので検討していきたいなと思ってます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

幾つかあるんですけどとりあえず1点だけ。196 ページの急傾斜地崩壊対策事業です。これ今年初めてというか、今までになくて出てきた事業だと思うんですけど、さっき説明で急傾斜地崩壊防止区域に指定されてると、その域内だという説明があったと思うんだよね。私もだいぶ昔にこういった仕事してたんですけど、だいたい防止区域に指定されてれば、県の予算でだいたいやってくれると思うんですよね。市単独で5,700万円ということなんで、緊急性というかいろいろ事情、対策の目的があると思うんだよね。さっき民家がない、人命があまり関係ないから県のほうではやんないという説明があったような気がするんですけど、やっぱり砂防というか確かに目的があると思うんですけど、詳しいことは分からないんですが、今旭市内に急傾斜地崩壊防止区域に指定されてる箇所は何か所あるんですかね。

それと最近の県土木の動きというか、何か所指定されてて、毎年例えば少しずつやってきてる、普通はやってきてると思うんだよね、概成してなければ。その進行状況をちょっと教えていただけますか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 急傾斜地危険区域ですね、市内では全部で8か所ございます。当然事業主体は県のほうでやるような形になってるんですけども、県のほうも予算の関係がございまして、毎年少しずつという形ではありません。ただ今1つ動いてるのは、市内の海上地区の見広地区でこれに関係する事業の準備を今進めていますということで、まだまだちょっと時間はかかるのかなということで……。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 毎回指定ございますので、そういうことで今はそういう形になっていきます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 旭市も台地の中では結構、8か所というからだいたい台地の山の中だと思うんだよね。それで大抵毎年予算取ってやってくれると思うんだけど、というのは最初測量調査、そして安定計算して対策工事をとると思うんだよね、これいきなりっておかしいけど、のり面復旧工事、さっきのり枠って言いましたっけ、のり枠ね、これは調査設計まで

含めて一括ですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 一括ということではなくて、29年に崩落しましたので、その時に調査・測量のほうをやっています。その後に業者に対しまして、方法等の検討を行いまして、何が一番最適なのかという形でコンサルのほうとやりました。そんな中で一番金額的にもベストだというのが、先ほどご説明しました簡易吹きつけのり砕工の形とコンクリート吹きつけの形が一番いいという形になりましたので、今回は海上地区の岩井はこれをやっていくということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、じゃあこの急傾斜地崩壊対策事業という名目ではなかった別の名目で調査設計やってたわけですね。不勉強で分からなかったから。

それと土砂災害地域はどのくらいあるかということで、この間資料もらったんですけど、旭市では現在49か所が土砂災害特別警戒区域に指定されてると、今後55か所指定されてるということで、これは例えばできるだけ急傾斜地崩壊防止区域に指定してもらって、県で、これ県で書いてあるから、できるだけ県でやってもらいたいなと、市単独でじゃなくて。その辺の見通しっていうのは、27年にハザードマップもできてるんですけど、その辺の関連はどうなんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに危険区域というのはございます。当然のり面の崩壊等の工事につきましては、県のほうでやってもらうというのがあれですので、今回はどうしても旭市のほうも補助金をかけて工事をしてもらいたかったんですけども、県のほうにいろいろお願いした中で、先ほども申し上げましたが、人的な被害がない、幾ら区域でも人的な被害がないとだめなんだということで、どうしても補助金が出ないという形だったもので、あそこの場所が滝郷学園とかその上の公園の通路で、地域の重要な幹線道路だったもので、いつまでも交通どめという形じゃなくて片側通行でやっていくわけにいかないということで、今回やむを得ず、やむを得ずという言い方はおかしいんですけども、市のほうでやらなければ交通開放ができないということですので、ひとつご理解をお願いします。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 質問じゃなくてお願いね、というのは、県も、多分国もそうなんですけど、新たな仕事というか一生懸命探してるというか、作ってるところがあるんで、これから 55 か所も新規に指定されるのであれば、これから先かなり長期にわたって県でお仕事をしていただける可能性があるわけですよ。その辺を密に県のほうと連絡とってもらって、毎年コンスタントに事業がやってもらえるようにお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 委員確かにおっしゃるとおり、県のほうと連携を密にとりながら、工事が進むように協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

平山清海委員。

○委員（平山清海） また話が戻っちゃうんですけど、先ほどの長熊の釣堀ですか、私にも苦情が入ってるんですよ。課長にいつか言った経緯がありました。やっぱりそれだけ苦情が入るということは、何か横柄な態度か何かがあるんじゃないかなと思うんです。その辺ちょっとよく調べて、対応してもらいたいなと思います。答弁はいいですから。

それとやっぱりケブカトラカミキリですか、これ一生懸命新町で動いてるのが私同級生なんですよ。本当に槇が好きで、そこらじゅう 1 人で調べて歩いてるんですよ。家のはす向かいにも 1 本あると。1 本を見つけるんですね。そのくらいやっぱり一生懸命歩いてるもので、大発生になる前に、もう大発生になりつつあるのかな、もうちょっと住民に知ってもらって、駆除をしてもらうようお願いします。これも答弁は結構です。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

議案審査は途中ですが、ここで 11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（宮内 保） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第 6 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 議案第 6 号、平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算につきましては、全員協議会並びに本会議でご説明した以外にはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 6 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 6 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 7 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議案第 7 号、平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、全員協議会並びに本会議における補足説明以外にございませんのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 7 号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 7 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 8 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 議案第 8 号、平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決について、先日本会議において補足説明申し上げたとおりですのでよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 8 号について質疑がありましたらお願いします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

最初にじゃあ 30 年度の決算はまだ先ですけど、だいぶ内容がいいというか、よくなった

というか、営業利益よりも営業外利益のほうが大きくなっちゃって、かなり儲かってるという感じするんですけど、30年の見通しと31年の最終的な資金が24億円ですね。最終資金がずっと増えてますよね。それでこの補助金、何の補助金といったっけな、他会計補助金は市からで、千葉県の補助金、5ページの3、かなりうまい商売というか、民間だったら特別賞与出したくなるような成果なのかなと思うんですけど、これって何年くらいこれから先続くんですか。やれるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 5ページの補助金、県の補助金ということでよろしいでしょうか。これは市のほうの一般会計のほうからの高料金対策に対する繰出金があった場合、県のほうからいただける補助金になります。

いつぐらいまでこれが検討できるのだと、やはり県の補助金ですので、県のほうも予算の範囲内ということになろうかとは思いますが、今水道料金の見直しにつきましては、今後3年くらい先にまた、3年から5年くらいに見直しをかけるということがありますので、それでまた補助金についても検討していくのかなということで考えています。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 明確な年数がちょっと分かりにくいんですが、3年は、市のほうから補助金は8,000万円、前は補正で4,000万円だったね。前にそういう説明があればもっと分かりやすかったんだけど、これは市のほうでは何年くらい続けるの、副市長。それに見合っ出てくるわけでしょう。何年くらいやるかという見通しがあったら教えてもらいたいと思う。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） まず水道料金、この見直しが3年ごとに行われますので、その時点まではこのまま継続していくということになるかと思います。

ただ、その先については、現段階で続けるという言葉は明言はできません。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、要するに3年後の現金、今31年度で24億円と書いてありますけど、3年後にはどのくらいになりそうですか。見通し立ちますか。分かったら。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 申し訳ございません。3年後の試算まではちょっとやっていませんが、着実に増えていくものと思います。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。営業外収益ということで、すごいこういうお金の儲け方、旭市の職員の努力というのですか、ほかの会計もそうだけど、何となくこういうやり方がすごく上手というか、それでお金を結構稼いでるところがあるんで、そういった意味では1年で7,000万円という大きいですね。これからもよろしくお願いします。頑張ってください。

○委員長（宮内 保） 答弁は。

○委員（佐久間茂樹） いいです。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算につきましては、本会議における補足説明以外にございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第11号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、本会議における補足説明以外にございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 11 号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 12 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長(宮内敏之) それでは、議案第 12 号、旭市森林環境整備基金条例の制定につきましては、本会議における補足説明以外にございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(宮内 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第 12 号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、議案第 12 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 13 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長(小林敦巳) 議案第 13 号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について、こちらも本会議で補足説明申し上げた以外はございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長(宮内 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第 13 号について質疑がありましたらお願いします。

(発言する人なし)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、議案第 13 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 24 号について補足説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長(加瀬宏之) 議案第 24 号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議場で申し上げたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長(宮内 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第 24 号について質疑がありましたらお願いします。

(発言する人なし)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、議案第 24 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 25 号について補足説明がありましたらお願いします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 議案第 25 号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 25 号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 25 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、旭市森林環境整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 24 号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課から旭市道路環境保全事業補助金交付要綱の制定について、報告させていただきます。

お配りしました資料で、右上に建設課と記載してあります旭市道路環境保全事業補助金交付要綱をご覧いただきたいと思います。

この要綱は、第 1 条の趣旨で記載しているとおり、地域において安全な道路環境を保全するため、市民生活の安全上支障となる立竹木の除去を行う者に対しまして、補助金を交付するものでございます。

続いて、第 2 条はこの交付の対象等でありまして、1 項は補助金の交付対象者で、区及び自治会とし、2 項では対象となる立竹木の説明を記載してあります。3 項では補助金の対象となる経費の説明で、機械の借り上げ料や燃料等と定めております。

第 3 条は補助金の額等でありまして、1 項では補助率は対象経費の 2 分の 1 以内で 5 万円を限度とするものでございます。2 項では年度内 1 回の申請となる旨を定めてあります。

なお、平成 31 年度の申請見込みといたしましては 10 団体で、補助金額としましては総額 50 万円を見込んでおります。これは予算書の 195 ページに掲載してあります。下段のほうに掲載しているところでございます。

2 ページ目をお開きください。

第4条以降は交付申請から実績報告までの手続きに関する事項でございまして、補助金の交付に関する事項などを定めてあります。

この要綱については、4月1日から施行しまして、市のホームページや市広報あさひでも周知を図る予定でございます。

以上で建設課の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課からは豚流行性下痢の発生状況と消毒ポイントの設置についてご報告をさせていただきます。

家畜伝染病予防法第4条で届け出義務のある豚流行性下痢、通常PEDと言われております、につきましては、本市の農場で1月25日に発生の報告があり、3月4日現在市内31農場で発症が確認されています。

このため、県は農林水産省が定めました豚流行性下痢防疫マニュアルに従い、発生予防、感染防止のため、本市、銚子市及び東庄町の一部地域を1月25日に特別防疫対策地域に指定し、2月1日より消毒ポイントを設置したところでございます。なお、2月25日には干潟支所のほうにも1か所追加をしたところでございます。

市内では、現在海上支所、干潟支所の駐車場の2か所で、市外では東庄町のシルバー人材センター等でも実施しております。

作業の内容は、日曜祝日を除く午前7時から午後6時までで、農場に出入りする養豚関係の車両を対象といたしまして、車両の外回り、運転席、運転者の靴底等の消毒を行っております。

なお、本病は豚特有の病気でありまして、人に感染することはなく、豚コレラ、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザのような殺処分を要する家畜伝染病ではありません。また、本病にかかった豚は出荷停止となるため、感染した豚の肉が市場に出回ることはありませんが、万が一感染した豚肉を食べた場合でも、体に影響が出ることはございません。

以上で、豚流行性下痢の発生状況と消毒ポイントの位置について報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。
高木寛委員。

○委員（高木 寛） 建設課にお伺いします。

先ほどの交付要綱のお話されましたけども、これは新しくできるということですね。それで私心配になってるのが、県道にかかる樹木が相当張り出してきてるんです。県道の、地主さんはちょっと私存じ上げないんですけども、そういうところも対象になるということでしょうか。お願いします。

○委員長（宮内 保） 高木寛委員の質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） この補助金は、確かに県道ですね、一応道路ということですので、県道も旭市のほうは考えています。金額は少ないんですけども、広く道路については対応したいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（宮内 保） いいですか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 同じく立竹木の除去ですね、ちょっと伺いたいんですが、これを団体として行う場合に、持ち主、地主さんの許可というのが必要なのかということと、あとこれ僕も建設課及び環境課に何度か問い合わせたんですけども、本市においては総延長どのぐらいの距離をこういうことで認識してるのか、または箇所ですね、何か所こういうところがあるというように把握しているのかということと、今回この予算をつけまして、どのぐらいの効果を見込んでいるのかを伺います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 最初に地主の許可、当然民地から出ている木でございますので、これは当然地主の許可は必要になると思います。

それと箇所ですけども、一応今年、31 年度は 10 か所を予定しています。延長につきましては、市道延長がかなりございますので、その辺のところはケース・バイ・ケースで対応していきたいというふうに考えています。

効果につきましては、当然 31 年度からこの事業新規に取り組みますので、それを見ながら、実績が多ければ当然予算も増えるでしょうし、どうしても道路に出てる木が危ないということで、結構うちのほうなり環境課なりにも話が来ますので、それらにも素早く対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） すみません、総延長と箇所というのは、現状どのぐらいある中で、この予算でどの程度カバーしているのか聞いてます。担当課としてどの程度を把握して、そのうちのどのぐらいの予算なのかを聞いています。

あとそれから、このぐらいの金額とこの取り組みでは、なかなか市内全域はカバーできないなと思うんですが、今回取り入れました担当課としての取り組みとして、近隣の状況それから先進事例の状況を併せて伺います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに市道の延長は1,000キロメートルございます。その中でうちのほうと考えてるものは、集落内に結構木が、例えば榎だとかいろんな木が出てますので、その辺のところで考えております。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） それはちょっと市内かなりありますので、箇所数は分かりませんけども、地区数が52地区ありますので、地区と考えれば旧旭ですと52地区、全体で考えますと百何地区かな。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 147ですね、その中の木の出てる所だということでご理解をいただきたいと思います。

それと先進事例ですが、ほかの県にはありますけども、千葉県内では、千葉県というか近隣ではございません。旭市のほうが最初の取り組みと考えています。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質問はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 35 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 内 保

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成31年3月13日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3 号 平成31年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成31年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第10号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第17号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 1 号 旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める請願

《付託陳情》

- 陳情第 1 号 「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情
- 陳情第 3 号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情

出席委員（5名）

委員長 飯 嶋 正 利

副委員長 伊 藤 房 代

委員 木内 欽市
委員 向後 悦世

委員 景山 岩三郎

欠席委員（１名）

委員 有田 恵子

委員外出席者（３名）

副議長 宮澤 芳雄
参考人 高田 豊

紹介議員 高木 寛

説明のため出席した者（２４名）

教育長 諸持 耕太郎
環境課長 井上 保巳
健康管理課長 木内 喜久子
子育て支援課長 小橋 静枝
庶務課長 栗田 茂
生涯学習課長 高安 一範
その他担当職員 １２名

税務課長 石毛 春夫
保険年金課長 遠藤 茂樹
社会福祉課長 角田 和夫
高齢者福祉課長 浪川 恭房
学校教育課長 佐瀬 史恵
体育振興課長 花澤 義広

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳
副主幹 黒柳 雅弘

事務局次長 池田 勝紀

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。

朝晩の冷え込みはありますが、いよいよ春一番ということになると思います。この3月いっぱい退職される課長におかれましては、長年のご苦勞に対して心より感謝申し上げます。3月最後の委員会になりました。よろしくお願いいたしますと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 1分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、議長にかわり宮澤副議長にご出席を願っております。ご挨拶をお願いいたします。

宮澤副議長。

○副議長（宮澤芳雄） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦勞さまでです。

本日は、付託されました12議案と請願1件、陳情2件について審査をいただくことになっております。どうぞ慎重なる審議をされることをお願いいたしまして、挨拶いたします。

大変ご苦勞さまでです。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表しまして、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 皆様、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日ごろより、委員の皆様には多方面にわたり、ご指導、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

3月に入りまして、日増しに暖かくなってまいりました。学校では、先週の土曜日に中学校5校の卒業式がとり行われました。今週の土曜日には小学校の卒業式、また、4月に入りましたら入学式が挙行されますので、公私ともご多忙とは存じますが、ご臨席の上、祝福いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で12議案でございます。その内訳は、まず予算関係で6議案、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項、議案第3号、平成31年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、平成31年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、また、条例の一部改正としまして6議案、議案第17号、旭市児童遊園設置条例の一部改正、議案第18号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正、議案第19号、旭市介護保険条例の一部改正、議案第20号、旭市国民健康保険条例の一部改正、議案第22号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第23号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 3 号、平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第 4 号、平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第 5 号、平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 10 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第 17 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 12 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

社会福祉課所管事業のうち、全員協議会で説明いたしました主要事業以外の主な事業について説明いたします。

予算書の 102 ページをご覧ください。

3 款 1 項 2 目、説明欄 9、地域生活支援事業 9,592 万 5,000 円のうち、13、委託料、移動支援事業委託料の 1,478 万 6,000 円については、屋外での移動が困難な障害者への外出支援を行うもので、実利用者 73 人を見込んでおります。

同じく 102 ページをご覧ください。

説明欄の下から 3 段目、相談支援事業委託料の 1,017 万円については、障害者等へ必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行います。

続きまして、その下の地域活動支援センター機能強化事業委託料の 1,344 万 2,000 円については、障害者が通所で創作的活動または生産活動の提供など、社会との交流促進等の便宜を図ります。

続きまして、説明欄の下から１段目、日中一時支援事業委託料の 2,262 万 9,000 円については、障害者の日中活動の場を確保し、障害者家族の就労支援及び障害者を日常的介護している家族の一時的休息を支援するもので、実利用者 59 人を見込んでおります。

103 ページをご覧ください。

最後に、20、扶助費 2,055 万 1,000 円のうち、日常生活用具給付費等扶助費の 1,956 万 7,000 円については、在宅の重度障害者に対し、日常生活支援用具の給付または貸与を行うもので、受給者 174 人を見込んでおります。

予算書 24 ページをご覧ください。

これら事業に伴う歳入でございますが、13 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費国庫補助金、説明欄 2、地域生活支援事業費等補助金が 4,013 万 8,000 円で、予算書 27 ページをご覧ください。14 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費県補助金、説明欄 4 の地域生活支援事業費等補助金が 1,992 万 9,000 円でございます。

続きまして、予算書の 126 ページをお願いします。

3 款 4 項 2 目 20 節扶助費、説明欄 1、生活保護扶助費 6 億 5,240 万 4,000 円は、平成 31 年度の年間保護世帯数を 333 世帯、保護人数を 386 人と見込み、計上したものでございます。

予算書の 23 ページ、歳入のほうをお願いいたします。

この事業に伴う歳入ですけれども、13 款 1 項 1 目 4 節生活保護費国庫負担金、説明欄 1、生活保護費負担金 4 億 8,930 万 3,000 円は、生活保護扶助費の国庫負担分であります。

以上で、議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

予算書の 19 ページをお願いいたします。

11 款分担金及び負担金、1 項 1 目 1 節老人福祉費負担金の説明欄 1、老人施設入所者負担金の 544 万 4,000 円は、養護老人ホームへ措置入所された方が収入に応じて納めていただく費用負担分です。

続きまして、22 ページをお願いいたします。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金で、次の 23 ページをお願いいたします。2 節老人福祉費国庫負担金、説明欄 1 の低所得者保険料軽減負担金 1,864 万 9,000 円は、介護

保険料の所得段階のうち、第1段階から第3段階の低所得者に対する保険料の軽減分に対して2分の1が補助されるものです。

続きまして、26ページをお願いいたします。

14 款県支出金、1 項 1 目 2 節老人福祉費県負担金、説明欄 2 の低所得者保険料軽減負担金 932 万 4,000 円は、国庫支出金と同様に保険料軽減分に対して4分の1が補助されるものです。

続きまして、35ページをお願いいたします。

19 款諸収入、5 項、次の 36 ページをお願いいたします。5 目 1 節雑入の説明欄 20、介護予防サービス計画費収入の 513 万 8,000 円は、要支援 1 及び 2 に該当する方のケアプラン作成料で 1,142 件を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

106 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項 1 目老人福祉総務費の説明欄 3、老人保護扶助費の 5,651 万 8,000 円は、経済的な理由等により自宅での生活が困難な低所得の高齢者を養護老人ホームへ措置するための費用で、28 人分を見込みました。

続きまして、109 ページをお願いいたします。

同項 3 目生活支援費の説明欄 1、地域包括支援センター運営事業の 13 節委託料、介護予防給付ケアプラン作成委託料の 381 万円は、要支援 1 及び 2 に該当する方のケアプラン作成委託料で、年々件数が増加するケアプランの作成について、居宅介護支援事業所へ一部委託するものでございます。

次に、説明欄 3 の緊急通報体制等整備事業、13 節委託料 1,068 万 5,000 円は、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における緊急時の連絡に活用するため緊急通報装置を設置するもので、設置台数を 460 台と見込みました。

続きまして、110 ページをお願いいたします。

説明欄 4 の家族介護支援事業 321 万 6,000 円は、要介護 4 または 5 と認定され、寝たきりで日常生活全般において介護を必要する方と同居し、介護している家族に支給するもので、対象者を 28 人と見込みました。

その下の同項 4 目介護保険費は、次の 111 ページをお願いいたします。説明欄 3、介護保険事業特別会計繰出金 7 億 5,038 万 9,000 円は、介護給付費、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者保険料軽減のルール分としまして、介護保険事業特別会計へ繰り出しするもの

です。

以上で、議案第 1 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について、子育て支援課から補足説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明いたします。

予算書の 111 ページをお開きください。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費の 11 億 559 万 1,000 円は、前年度と比較して 6,958 万 6,000 円で、6.7%の増となっております。

主な理由といたしましては、114 ページ、説明欄 9 をご覧ください。認定こども園施設型給付事業の 19 節施設型給付費の 3 億 3,595 万 9,000 円は、前年度比で 7,864 万 6,000 円の増となっております。これは、利用児童数の増加及び 10 月から実施される幼児教育無償化に伴う市の負担分が増加したものであります。

次に、117 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 2 目母子父子福祉費の 3 億 3,984 万 5,000 円は、前年度比 6,434 万 3,000 円で 23.4%の増となっています。主な理由といたしましては、118 ページをご覧ください。説明欄 2、児童扶養手当給付事業におきまして、法改正に伴い支払い回数が変更になり、今年度は移行期間に当たり 15 か月分を支給するため 6,517 万 5,000 円を増額するものです。

次に、同ページの 3 款 3 項 3 目児童措置費の 9 億 7,397 万 5,000 円は、前年度比マイナス 3,006 万 7,000 円で、3.0%の減となっています。こちらは、説明欄 1、児童手当給付事業において、受給対象者の減少により給付額が減となるものです。

次に、119 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 4 目児童福祉施設費の 3 億 2,269 万 2,000 円は、前年度比 3 億 695 万 8,000 円の増となっています。こちらは、全員協議会でも説明をさせていただきましたが、説明欄 2、海上保育所改築事業に係る経費の計上によるものでございます。

次に、121 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 6 目保育所費の 18 億 2,804 万 8,000 円は、前年度比 1 億 283 万円 1,000 円で、6.0%の増となっております。主な理由といたしまして、123 ページをご覧ください。説明欄 3、公立保育所運営費の 13 節委託料の調理業務委託料として、正規調理職員の退職に伴う業務を補うため、今年度、新たに 3 保育所を含め、4 保育所に調理業務委託費として

4,932万5,000円など保育運営に係る維持管理経費の増加によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算書18ページをお願いいたします。

8款2項1目1節地方特例交付金、説明欄1、子ども・子育て支援臨時交付金1億1,400万円は、10月から施行される幼児教育無償化に伴う市影響額を国が交付金として交付するものでございます。

続きまして、予算書24ページをお開きください。

13款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄3、子どものための教育・保育給付費交付金3億8,447万8,000円は、認定こども園及び民間認可保育所の施設型給付費に対する国の交付金です。認定こども園3施設で1億3,562万2,000円、民間の認可保育所5施設で2億4,885万5,000円を見込みました。

同給付費に対する県負担金は、26ページの14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄4、同負担金1億9,845万6,000円となります。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） 議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の137ページをお願いいたします。

歳出になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、説明欄4のがん検診事業9,908万円は、各種がん検診等に係る経費でございます。胃がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん検診は、各保健センターにおいて集団検診にて実施いたします。新たな取り組みといたしまして、胃がん検診と併せて、便中のピロリ菌検査を実施いたします。ピロリ菌検査の対象者は40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の者で、検査は胃がん検診受診の際に同時に行います。

大腸がん、前立腺がん検診は、市内の医療機関で検査していただく個別検診と、保健センターにおいて国保の特定健診の日程と合わせて行う集団検診の2つの方法で実施いたします。

この予算に関連いたします歳入ですが、予算書の24ページに戻っていただきまして、13款国庫支出金、2項3目1節保健衛生費国庫補助金、説明欄1、がん検診推進事業費補助金11万2,000円は、がん検診を推奨する事業に対する国の補助金で、補助率は2分の1となっております。

以上で、議案第 1 号、健康管理課の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について、庶務課所管の事業のうち全員協議会で説明させていただいた主要事業以外のその他の事業について何点か補足説明を申し上げます。

予算書の 231 ページをお開きください。

歳出になります。

10 款 2 項 1 目学校管理費、説明欄 1 の小学校施設管理費は 1 億 4,859 万 1,000 円で、小学校 15 校に係る施設の施設運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

予算書の 233 ページをお開きください。

説明欄 3 の小学校施設改修事業は 7,074 万 3,000 円で、小学校 15 校に係る老朽化及び危険箇所等の維持補修費と改修工事の経費であります。

15 節工事請負費 5,649 万 9,000 円の大きなものとしては、小学校 3 校のプール塗装改修工事と 1 校の屋上防水改修工事であります。

予算書の 237 ページをお開きください。

10 款 3 項 1 目学校管理費、説明欄 1 の中学校施設管理費は 7,373 万 5,000 円で、中学校 5 校に係る施設の運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

予算書の 239 ページをお開きください。

説明欄 3 の中学校施設改修事業は 3,319 万 4,000 円で、中学校 5 校に係る老朽化及び危険箇所等の維持補修費や改修工事の経費であります。

予算書の 240 ページをお開きください。

15 節工事請負費 2,740 万 5,000 円の大きなものとしては、中学校 1 校の防球ネット増設工事と同じく 1 校の校舎外部改修工事であります。

以上で、議案第 1 号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について、学校教育課所管で主要事業以外の補足説明を申し上げます。

予算書の 236 ページを開いてください。

歳出になります。

10 款 2 項 2 目、説明欄 6、小学校教諭補助員配置事業についてご説明申し上げます。

本事業は、小学校の担任教諭をサポートし、学習につまずいている児童を中心に個別指導を行い、基礎学力の定着を図るとともに、特別に支援が必要な児童に対しても対応し、個に応じたきめ細やかな指導を行うものです。

平成 31 年度の配置予定でございますが、教諭補助員 2 名を増員し、22 名を予定しております。教諭補助員の配置により、学級全体の基礎学力向上と外国語活動の充実を図っていくものでございます。事業費は 2,805 万 7,000 円で、教諭補助員 2 名の増員により、平成 30 年度と比較しまして 300 万 1,000 円の増をお願いするものでございます。人件費として、共済費 396 万 5,000 円、賃金 2,409 万 2,000 円を見込んでおります。

続きまして、予算書 242 ページをお願いします。

10 款 3 項 2 目、説明欄 6、同じように中学校教諭補助員配置事業についてご説明申し上げます。

本事業の内容ですが、中学校の担任教諭をサポートし、学習につまずいている生徒を中心に個別指導を行い、基礎学力の定着を図るとともに、発達障害を含めた学校にうまく適応できない生徒に対しても対応し、個に応じたきめ細やかな指導を行うものでございます。

平成 31 年度の教諭補助員の配置予定ですが、市内 5 中学校に 6 名を予定しております。事業費は 1,094 万 9,000 円、人件費として、共済費 154 万 1,000 円、賃金 940 万 8,000 円を見込んでおります。

続きまして、予算書の 243 ページをお願いします。

10 款 3 項 2 目、説明欄 8、課外活動支援事業についてご説明申し上げます。

本事業の内容でございますが、中学校の部活動の活性化を図るために専門的な指導者を必要とする中学校へ指導員等の配置などを行い、中学校の課外活動を支援する事業でございます。

国では、中学校、高等学校等を対象に、教員の部活動指導に係る時間の軽減や部活動の質的向上を図るため、部活動指導員が制度化されました。

本市では、これまでの専門的な外部指導者を平成 31 年度より新たにこの制度を活用し、部活動の技術指導や大会等への引率を行うことを職務とする部活動指導員として、市内 5 中学校に 10 名の配置を予定しております。この配置により、顧問教諭の部活動指導に係る時間の負担軽減を促進するとともに、継続実施する外部指導者の派遣と併せ、中学生の精神的な成長を助け、技術の向上など図っていくものでございます。事業費につきましては 241 万

2,000 円で、平成 30 年度と比較し、148 万 4,000 円の増をお願いするものでございます。賃金は 217 万 8,000 円、部活動指導員 10 名の配置によるもので、時給は、教諭補助員と同額の 1,300 円、週 1 回 3 時間程度、年間 1 人 156 時間の活動を予定しております。

次に、報償費として 20 万円、これは外部指導者 2 名の部活動指導の活動に対する報償費で、週 1 回 2,000 円、1 回 2 時間、年間 1 人 50 回を予定しております。このほかに、共済費 7,000 円、旅費 2 万 3,000 円、役務費 4,000 円となっております。

財源内訳でございますが、一般財源と県補助金の活用を予定しております。

30 ページをお開きください。

歳入でございます。

14 款 2 項 8 目 1 節中学校費県補助金、説明欄 1 の部活動指導員配置事業補助金として、部活動指導員の配置に伴い、賃金等の費用に伴う県補助金として 135 万 2,000 円を見込んでいるところでございます。補助率は 3 分の 2 でございます。県補助金以外は、一般財源で 106 万円を見込んでいます。

以上で、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

予算書 269 ページをお開きください。

歳出になります。

10 款 4 項 13 目社会教育施設再編費、説明欄 1、社会教育施設再編事業、15、工事請負費の大規模改造工事 4 億 9,500 万円の内訳についてご説明申し上げます。

屋根改修工事、外壁改修工事、内装改修工事等で 2 億 2,074 万円。電気設備改修工事費といたしまして、受変電設備改修工事、電灯設備改修工事で 4,580 万円。機械設備改修工事費といたしまして、給排水設備改修工事、空調換気設備改修工事、消防設備改修工事で 9,060 万円でございます。工事費合計は 4 億 5,000 万円、消費税 10%を加えますと、4 億 9,500 万円になります。

次に、工事の内容について、お配りいたしました図面によりご説明申し上げます。

図面 1 枚目の 1 階平面図をご覧ください。

右上の事務室 1 は部分改修をいたしまして、干潟支所住民室と社会教育施設の受付の部屋になります。

事務室の隣は、部分改修いたしまして会議室になります。脇の書庫1、倉庫1または右下の湯沸かし室、その他の控え室等は、利用可能なため改修いたしません。

ホール、廊下及び階段は部分改修を行います。

図面、真ん中上のロビーは全面改修いたしまして、北側にテーブルと椅子を設置し、本棚を置いて図書コーナーとして活用いたします。

便所は全面改修いたしまして、男子便所と多目的便所、女子便所として改修いたします。便所の北側の部屋は部分改修いたしまして、ロビー物入れとして改修いたします。

玄関から入って正面の、現在、事務室で使用している部分につきましては全面改修いたします。ステージを備えた200人ほどが収容できる集会室に整備いたします。

次に、集会室脇は全面改修いたしまして、児童40人が受け入れ可能な放課後児童クラブ施設に整備いたします。

児童クラブ施設に入って正面が受付カウンターと事務室、その南側がお漏らしなどの処理をするための処置室と洗濯室、さらに、その南側は体調不良の児童のための休憩室、中央が放課後児童クラブ室で、ここに机や椅子などを置きます。その脇が畳を敷いた児童室と児童用の便所を整備いたします。

その隣の事務室2は全面改修いたしまして、文書館と文化財整理場所として改修いたします。書庫2は改修いたしません、市内古文書の収蔵庫として活用いたします。

2枚目をご覧ください。2階の平面図になります。

右下の研修室は、部分改修して3部屋に整備いたします。研修室1Aと研修室1Bは真ん中の仕切りを移動して1つの研修室として活用できるよう整備いたします。

その隣、調理実習室は全面改修いたしまして、調理台4台設置した調理室として改修いたします。

調理実習室の和室は全面改修いたしまして、12畳が2部屋、15畳が1部屋の3部屋に分けて活用できるように改修いたします。

和室の脇の2部屋は部分改修いたしまして、音楽室として改修いたします。

便所、相談室、倉庫2は、利用可能なため改修いたしません。また、廊下及び階段は部分改修を行います。

3枚目をご覧ください。3階の平面図になります。

3階部分は、市内文化財を集約するための収蔵庫として活用いたします。

右側の旧議場部分は全面改修いたしまして、収蔵庫として改修いたします。

左側の収蔵庫 1、その脇の倉庫、収蔵庫 3、その前の収蔵庫 2、便所は、利用可能なため改修いたしません。

収蔵庫 2 に隣接するスペースは、埋蔵文化財の鉄器収蔵庫として湿度管理ができるように改修いたします。

また、廊下及び階段は部分改修を行います。

以上で、議案 1 号、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、体育振興課所管の事業で全員協議会で説明しなかった点について補足説明を申し上げます。

予算書の 270 ページをお願いいたします。

歳出になります。

10 款 5 項 1 目の保健体育総務費の説明欄 2、スポーツ振興事業になります。

事業費は 2,426 万円で、主なものは、その下の 271 ページの 19 節負担金補助及び交付金 2,386 万 1,000 円で、13 の事業に交付するものでございます。これらは、市民の一体感の醸成や健康づくりを推進するためのスポーツイベントの開催や各種団体に補助金の交付を行うものでございます。

以上で、議案 1 号、体育振興課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 1 号に対する保険年金課所管の補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 議案第 1 号に対する環境課所管の補足説明はございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 5 点の質問をさせていただきます。

101 ページ、説明欄 6、福祉タクシー利用助成事業 999 万 4,000 円の内容について。

それから次に 106 ページ、説明欄 4、長寿祝金支給事業 867 万 6,000 円の内容について。

それから 107 ページ、説明欄 6、老人クラブ活動促進事業 535 万 8,000 円の内容について。

それから 109 ページ、説明欄 2、はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業 205 万 6,000 円の内容について。

次に説明欄 3、緊急通報体制等整備事業 1,144 万 8,000 円の事業の、先ほど説明で 460 台というふうにありましたけれども、地区別についてお伺いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 伊藤房代委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、社会福祉課から福祉タクシーについて、長寿祝い金について、老人クラブについて、3 つについて回答いたします。

最初に、101 ページ、福祉タクシー利用助成事業の内容について説明いたします。

これにつきましては、重度心身障害者等が通院または買い物等のためにタクシーを利用する場合に、その料金の全部または一部を助成するものです。

利用の発行枚数なんですけれども、一般の方については月 2 枚で年 24 枚、人工透析者については月 8 枚で年 96 枚という形になります。対象者は、身体障害者手帳の 1 級、2 級の方だとか、3 級のうち視覚障害のある方、下肢体幹機能で障害のある方、療育手帳所持者の方でマル A だとか、マル A の 1 等の方です。助成金額は 1,000 円です。これについては、平成 29 年度の実績としましては 9,338 枚の利用がありましたので、それに対応するような形で予算措置等をさせていただきました。

106 ページの長寿祝い金についてですけれども、これについては、平成 30 年度から長寿祝い金のほうを見直しさせていただきました、80 歳の方については 5,000 円、88 歳の方については 1 万円、99 歳の方についても 1 万円、100 歳の方については 3 万円、101 歳以上の方については 1 万円というような形で平成 30 年度より実施させていただきました。

これについては、平成 31 年度もこの形で見込みまして、平成 30 年度の実績が出ていますので、それについて説明をさせていただきます。平成 30 年度は、80 歳の方に 562 人、88 歳の方に 377 人、99 歳の方に 35 人、100 歳の方に 12 人、101 歳の方に 32 人の方にお送りさせていただきました。

107 ページの老人クラブの活動促進事業の内容についてですけれども、これにつきましては、最初のすこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業費 100 万円につきましては、新設されたクラブにつきまして 1 クラブ 10 万円、新たに会員になられた方について 1 人 2,000 円というふうな形で助成のほうをさせていただいております。

もう一つの老人クラブの活動等の社会活動促進事業費補助金については、地域の単位クラブについては、1クラブ4万6,000円、1人当たり150円というふうな形で助成させていただいております。

平成30年度の実績では、平成30年度の新設クラブでは4クラブで57人の方に助成をさせてもらっております。活動補助金については、平成30年度、58クラブに対して助成させていただきまして、1,744人の方に150円の助成をさせていただいております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、2点ほどご質問いただいたうちの、まず説明欄2のはり・きゅう・マッサージ等利用助成事業205万6,000円の内容についてということでご説明いたします。

本事業につきましては、70歳以上の高齢者に対しまして、はり・きゅう・マッサージ、または指圧の費用の一部を助成するという事業でございます。利用者に利用券を交付いたしまして、施設者の申請により給付金を交付するというような形でございます。

利用券は月2枚以内の使用ということと、1年度に対しまして12枚以内ということでございます。助成額につきましては、1枚につき1,000円分ということになっております。

それと、事業の内容でございますが、まず大きいのは、今言った利用券の助成金ということで、利用助成を見込みとして2,000枚見込んでおります。それで利用券1,000円でございますので200万円、それと印刷製本費としまして、利用券の印刷等で5万6,000円、事業としましては205万6,000円というような内容でございます。

次に、説明欄3の緊急通報体制と整備事業の地区別の内訳ということで申し上げます。

平成31年度予算見積もりにつきましては地区別での数字を出しておりませんで、伸び率等を出しておりますので、平成30年度の現在の地域別の内訳を申し上げます。

まず、旭地域1月現在で141台、次に海上地域で32台、次に飯岡地域で34台、最後に干潟地域で20台、合計227台というような地域に設置しております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありますか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 231ページ、10款の教育費の所で小学校施設管理費、小学校は1億4,859万1,000円、平均すると約1,000万円で、中学校管理費のほうを見ますと7,373万

5,000 円、これが平均で 1,500 万円。小学校は、管理費が大体 1,000 万円だとか、中学校は 1,500 万円だとか、何かそういう因果関係があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、エレベーターがついている小学校は何校ぐらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 管理費につきましては、必要な経費を盛り込んで、結果、そういう金額になっていることございまして、金額が決まっているわけではございません。

それと、小学校のエレベーターの設置箇所ということでございまして、1 校でございます。中央小学校でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 3 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 3 号につきましては、全員協議会及び本会議でご説明申し上げましたとおりでございますので、加えての説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 3 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 3 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 4 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 4 号につきましても同様でございまして、全員協議会及び本会議でご説明申し上げましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 4 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案5号、平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

3款3項5目、説明欄1の障害児通所支援事業の扶助費429万6,000円ですが、事業内容といたしましては、障害のある児童に必要な訓練や支援などのサービスを提供するもので、児童発達支援と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援の5つの事業を行っております。

そのうち、児童発達支援は年間利用延べ人数を444人と見込んでおりましたが、81人増の525人に、障害児相談支援は465人が16人増の481人に、そのほか保育所等訪問支援や平成30年度から始まった居宅訪問型児童発達支援など、サービス利用者増加による給付費の増のため、今回補正をお願いするものであります。

次に、この歳出に対する歳入についてご説明いたします。

9ページのほうに戻っていただきたいと思います。

13款1項1目3節児童福祉費国庫負担金、説明欄1、障害児通所給付費等負担金214万7,000円は、歳出の2分の1を国から負担していただくものであります。

同じく9ページをご覧ください。

14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄1、障害児通所給付費等負担金107万

3,000 円は、歳出の 4 分の 1 を県に負担していただくものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 10 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

17 款繰入金 1 項 1 目、説明欄 1 の介護保険事業特別会計繰入金 2,791 万 4,000 円は、平成 29 年度の決算において保険給付費等が確定し、精算により介護保険事業会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第 9 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 13 ページをお開きください。

歳出になります。

10 款 2 項 1 目、説明欄 1 の小学校大規模改造事業 4,926 万円ですが、国の平成 30 年度第 2 次補正予算に伴い、平成 31 年度当初に予定しておりました学校施設環境改善交付金事業の前倒しの補助採択の内定がありましたので、干潟小学校及び滝郷小学校の屋内運動場防災機能強化工事の施工監理委託料と工事費の追加を補正でお願いするものであります。

戻りまして、9 ページをお開きください。

歳入になります。

13 款 2 項 5 目、説明欄 1 の学校施設環境改善交付金 1,539 万円は、歳出で説明しました小学校防災機能強化工事に係る補助金です。

さらに戻りまして、4 ページをお開きください。

繰越明許費になります。

追加の 10 款 2 項小学校大規模改造事業は、歳出で説明しました小学校防災機能強化工事分で、年度内に完成するための工期の確保が困難であることから、事業費を翌年度に繰り越すものであります。

今回補正をお願いします 2 校の工事につきましては、仮に前倒しの補助採択が得られな

かった場合にも新年度で執行できるよう、新年度当初予算に計上させていただいております。
予定どおり交付決定がございましたら、新年度予算については、今後、減額補正をしたいと考えております。

以上で、議案 9 号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで 11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

議案第 9 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 9 号について質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 10 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 10 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 17 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 議案第 17 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議で説明させていただきましたとおりでございます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 17 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 17 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 18 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(小橋静枝) 議案第 18 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議で説明させていただきましたとおりでございます。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第 18 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 19 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 議案第 19 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第 19 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 19 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 20 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長(遠藤茂樹) 議案第 20 号につきましても、本会議でご説明申し上げましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第 20 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 20 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 22 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第 22 号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、本会議での補足説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 22 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 22 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 23 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 議案第 23 号については、本会議でご説明したとおりですのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 23 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 23 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して、議案の採決をいたします

議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会の所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長の一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、人口推計調査結果について申し上げます。

資料をお配りしてございます。資料をご覧ください。

旭市学校のあり方検討委員会からの提言書を受け、学校の適正規模・適正配置を見きわめるために、中長期的な児童・生徒数の詳細な将来予測をする目的で人口推計調査を実施しました。

なお、調査につきましては、平成 27 年度国勢調査を基に社人研準拠の方法で推計したものでございます。

1 ページの上のグラフ、旭市全体人口の平成 52 年の推計を見ますと、今回の平成 27 年の国勢調査ベースの人口推計の人口が 4 万 9,872 人で、平成 22 年の国勢調査ベースの人口推計データは 5 万 1,540 人でした。今回の人口推計からは 1,663 人の減少が見られ、人口減少傾向が加速していることが見てとれます。

下のグラフは 14 歳以下の人口でありまして、市全体の人口の減少傾向よりも大きな減少傾向になっております。市全体の減少傾向につきましては、5 年ごとにマイナス 5.1%ほど下がっております。14 歳以下の人口につきましては、5 年ごとにマイナス 6.4%ほど落ちているような状況でございます。

2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目につきましては各小学校区ごとの表でありまして、代表的な学校の児童数ですが、大規模校の中央小学校は、平成 27 年 719 人、平成 42 年 643 人、平成 47 年 596 人と減ってきてまして、大規模校から標準的な学校に変わってきます。

標準校の嚶鳴小学校は、平成 27 年 311 人、平成 42 年 237 人、平成 47 年 225 人と減ってきてまして、傾向としましては単学級化も懸念されます。

小規模校の萬歳小学校は、平成 27 年 80 人、平成 42 年 53 人、平成 47 年 49 人と減ってきてまして、複式学級になる可能性が出てきております。この傾向は中和小学校にも言えることで、平成 42 年以降は、干潟地区の小学校 3 校を合わせても 200 人を切る状況になってきます。

現在、庶務課では、新たな学校再編検討委員会の設置に向けた準備を進めているところですが、この再編検討委員会の中で今回の調査結果も踏まえ、学校数や学校配置、再編の時期について検討していきたいと考えております。

その他の報告2番目でございます。今年度の工事の進捗について申し上げます。

屋内運動場の防災機能強化工事につきましては、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に計画的に進めているところでございます。第二中学校は、予定どおり1月工期限内に完了いたしました。

学校施設において、現行基準で不適合と判断したブロック塀の改修工事については、改修規模の大きかった矢指小学校のプールブロック塀も2月に完了し、これで全てのブロック塀対策が完了いたしました。

また、普通教室及び特別教室への空調設置工事につきましては、1月30日の入札の結果、5月末を履行期限として実施設計業務を発注したところでございます。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（飯嶋正利） 次に、請願の審査に入ります。

関係課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、自席でお待ちください。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、請願の紹介議員である高木寛議員より、請願者からも願意を伝えたいということから、参考人として発言の機会をいただきたいとの申し出がありました。

この際、参考人の出席についておはかりいたします。当委員会に付託されました請願1件について、請願者の1人である高田豊氏を参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようですので、参考人として高田豊氏の出席を求めることにいたします。

向後議長、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、自席でお待ちください。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、参考人として、請願者の1人である高田豊氏の出席を得ております。

これより、審査の方法を申し上げます。

まず、紹介議員より説明があります。次に、参考人より補足がありましたら述べていただきます。最後に、担当課より参考意見を伺います。その後、紹介議員、参考人の説明、担当課の参考意見に対して質疑を行います。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て挙手の上、発言し、また委員に対しては質疑できないことになっていますので、ご了解をお願いいたします。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める請願の1件であります。

それでは、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります高木寛議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（高木 寛） お忙しい中、請願の審査、大変ご苦労さまです。

私は、紹介議員ということでお話しさせていただきます。皆さんのお手元に配られている

と思いますが、請願趣旨にのっとりまして若干説明させていただきます。

この請願趣旨の大きな点は、ぜひ旭市でも実情に応じた子どもの貧困対策のさらなる充実を求めたいという内容です。

2013年に子どもの貧困対策法、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されまして、その後、2014年に子どもの貧困対策に関する大綱というものが国の段階で作られました。その中で具体的にどう進めていくのかが、それぞれの地方自治体の役割だと思います。

私のほうから若干説明させていただきますと、私としては、この貧困対策に対するいろいろな取り組みが各地で行われていますが、まず、旭市では食の保障ということで、貧困にいられている子どものまともな食事が給食だけだという声が寄せられています。食については、子どもが育つために必要な栄養のバランスのよい食事がすごく大事だということで、学校給食がかなり大切にされています。

また、全国各地で子ども食堂というのが広まっています。そういう取り組みも旭市でも部分的にはやられているというお話を伺っています。

それからもう一つ、学習権、進学権の保障ということで、今、日本の学費はすごく高いということで奨学金制度などがありますが、これは卒業してからローンを払うような感じで、かなり貧困に上乗せをさせられるという状況がそれぞれ報告されています。ですから、進学権、学習権をきちんと保障されるような取り組みをぜひ旭市でも行ってほしい。

それからもう一つ、経済的保障ということですが、貧困とはお金がない状態なんです、ここで、ぜひ経済支援をお願いしたいということを訴えたいと思います。

それから、労働生活への連結ということで、今、子どもの親御さんは非正規労働者というのがかなり多いと。そういう中で、子どもの貧困はますます増えている状況というのが政府の統計でも明らかにされているという報道がされています。

そういう中でありまして、この請願書にありますように、千葉県ではこういう取り組み、また、千葉市、柏市、松戸市、習志野市、白井市、いすみ市、船橋市、お隣の茨城県の神栖市、そういう市でいろいろ取り組んでいるというのが請願書の趣旨の中に紹介されていますが、ぜひ旭市も先進的な事例を作っていただいて、貧困対策に前向きな取り組みをお願いしたいということで、説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 高木寛議員の説明は終わりました。

続いて、高田参考人、補足のご意見がありましたら簡潔にお願いいたします。

高田参考人。

○参考人（高田 豊） 飯嶋委員長、話が長くなったらやめてくださいと言ってください。

今現在、佐倉西高校の非常勤講師をしております高田豊と申します。

私は、どうしてもこれだけは一言言っておかなくてはならないんですけれども、旧光町の斉藤隆が自殺したことも、これは本当にかわいい顔を今でも忘れない。これを言うと涙が止まらなくなりますが、彼が首を切って栗山川に飛び込んだ。私たち教員がやはり反省しなければいけない。生きる力を教えることができなかった。これは、私の原点にもなっています。ほかにも何人か死んでいますけれども、子どもの命だけは守らなければならない。これが私の原点であり、教員の原点ではないかと、これを前置きにしまして、簡単簡潔に、子ども貧困対策ということで、今、高木議員から言われまして、旭市でもきちっとあるんです。高木議員がおっしゃっていましたが、もう既に給付型の奨学金は旭市はあるんです。これは、私は調べた限り、旭市の給付型の奨学金をやっている所は、例えば佐倉市は奨学金さえもない。有利子もない。無利子もない。もちろん給付型もない。要するに、旭市は、短大だろうと、専門学校だろうと、大学に行こうと、給付型の奨学金があります。これは海上町にはなかったんだけど、結局、合併してから旧旭市にあったということで合わせたんです。私は、旧旭市のこの奨学金制度を誰が作ったのかということはぜひ知りたいと思っているんですけれども、誰か調べていただきたいと思っています。すばらしい制度です。これは、ひょっとしたら千葉県で1つしかないのではないかと。ひょっとしたら全国でも珍しいのではないかと思います。これは、1つ前置きにしておきます。

話が長くなってあれですけれども、例えば、今、高木議員から紹介がありましたように、国の法律があります。その4条に、地方公共団体は、この基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域を条件に置いた施設を策定し、実質、責務を有するとなっております。ご理解いただきたいと思います。

国のほうはどうしているかというと、実は、財政補助をしているんです。1つは、地域の子どもの未来応援交付金というのがあるんです。これは、この文書で書いていますように、船橋市は、このお金を使ってアンケート調査をやって、18歳未満の子どもを持つ生活保護世帯4,000件と、それから生活保護以外の家庭を抽出して合計8,000人の実態調査をやっております。この内容については、子育て支援課長が一番詳しいと思います。子育て支援課長に調べていただきましたので詳しいと思うんですけれども、そのアンケートの内容がもう公開されていると思うんです。これも恐らく、子育て支援課長も課のほうで見て分析してくれると思うんですけれども、やはり、こういうことも旭市でも取り組む必要があるのではない

かということが1点。

それからもう一つ、佐倉市はまだやっていないんですけれども、実質でやっている。どうということかという、おもしろいんです。1つは社会福祉協議会がやっている、1つはNPOがやっている、1つはボランティア団体がやっています。

ところが、窓口は福祉課になっています。福祉課に電話したら、そこに紹介してくれるわけです。どういうことをやっているかという、例えば、年間所得の一応線は引くんですけれども、これ以上の子が対象ですというんですけれども、学習支援事業を例にとりますと、一応線は引くけれども、子どもたちが友達を連れてくる。君たちは所得基準を超えているからここに来ることはできないと言えないから、実質、これを受け入れる。そうすると、線引きというのはほとんど有名無実になっていると社会福祉協議会の人たちは言っております。

内容は、子どもたちは、親よりも1つ上の世代になつくというわけです。ですから、佐倉市の学習支援事業をやっているスタッフは60代、中には70代が中心です。そういう人たちが80人で作っています。これは学習支援事業のスタッフです。60代が中心で、70歳もいる。子どもたちは5つの箇所には100人います。勉強を教えたり、いろいろ子どもとやるわけなんですけれども、子どもたちはなつきます。

ところが、年寄りには人生経験が豊富ですから話が長くなる。子どもたちは、長い話は嫌だと。かといって、子どもたちは年寄りになつくということで、今、社会福祉協議会の人たちが言うには、その葛藤が今の課題だと言うんだけど、言っている意味は分かりますか。でも、それで楽しく、60歳の方たち、70歳の方たちも子どもたちに教えることが生きがいなんです。楽しみなんです。子どもたちも、そこになついていく。財政措置は、スタッフには一切ゼロです。ただし、協議会には市は補助をしている。そういうこともぜひ。

私と思うのは、子ども貧困対策といっても、行政で全てはできないと思うんです。これからのまちづくりは、やはり、行政と住民がともに手を取り合っていいまちを作っていく。できれば、日本一、教育に熱心なまち、もっと言えば、日本一、老人に優しいまち、ちょっと話がそれますけれども、要するに、日本一、学力が高くていいんです。学力というのは、私から言えばあまり意味がないと思う。だけれども、教育に一番熱心なまち、これを売り出してもいいと思うんです。

今、ちょっと見ていたら、干潟小学校が少なくなる。複式学級をやらなければいけないと。山梨県の和田町という所は、人口三千何ぼで……。

○委員長（飯嶋正利） 簡潔をお願いします。

○参考人（高田 豊） 簡潔にやっています。和田町というのは、生徒が1人しかいない学級があります。複式学級にしています。そこに1人の担任を置いています。教育の本質というのは、アセスメントになります。アセスメントという言葉は、英語ではアシット。アシットのラテン語の語源は寄り添う。教育の本質は、子どもと大人が寄り添う、そして教える。

これでまとめます。今の私から言わせれば、佐倉西高校で一生懸命勉強している子どもがいます。父ちゃん、母ちゃんに頼んで大学に行かせてもらえるよと、中にはそういった子どももいます。父ちゃんがいらないという子どももいます。ある生徒は、この間、私が数学の授業をやっている時に話していた。私が近くに行ったら机を蹴っ飛ばした。そうしたら、次の日、彼と仲のいい生徒が先生にハグをしないと。意味が分からない。ハグとは、抱きつきたいということです。意味が分からない。私も冗談半分だろうと思って、いいよと言ったら、彼は授業が始まる前に黙って私の所に来て、私の背中に抱きつきました。そして、無言で去りました。彼は、私に何が言いたかったのか、それは今も分からない。きっと、いろいろなことを抱えると思います。終わりますが、ぜひ子どもを中心に、子どもは親だけの子どもではない。私は、これを言いたい。大原幽学の精神で、大原幽学の子どもを隣の家、近所に預けるんです。子どもは親の子どもであると同時に、社会の子どもなんです。社会の子どもでもあるし、将来の未来なんです。大人の責任は、未来を保障してあげることだと思うんです。よろしくお願いいたします。

いろいろ話せば 24 時間でも話をしますけれども、終わりにします。長時間、すみませんでした。

○委員長（飯嶋正利） 続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、関係課を代表いたしまして、旭市の子どもの貧困対策についてご説明いたします。

旭市におきましては、子どもに携わる関係各課及び関係団体等と連携を図りながら、子どもや家庭が支援を必要としている状況に応じて、適宜適切な貧困対策関連事業を実施しております。

それでは、県推進計画の4つの重点的支援施策に沿って、旭市が実施、または支援を行っている主な事業を説明いたします。

まず1つ目は、教育の支援でございます。

こちらは学校を核とした支援として、スクールカウンセラーの配置、就学支援としては小

中学生の就学援助制度、高校、大学等に進学するお子さんに対する支援として、旭市育英資金給付事業等を実施しております。こちらの事業は、学校教育課が担当しております。

また、社会福祉協議会が窓口になって実施している生活福祉資金貸付制度等がございます。
次に、2つ目です。生活の支援でございます。

保護者への生活支援として、母子父子自立支援員による相談支援業務や社会福祉課所管の生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業、子どもの生活支援として、健康管理課が実施している乳幼児の健康診査や生涯学習課の事業である地域子ども教室事業等がございます。

3つ目は、保護者に対する就労支援でございます。

こちらは、子育て支援課が担当しているひとり親家庭等への資格取得を支援する各種事業や社会福祉課所管の生活困窮者自立支援制度による就労支援事業等がございます。

4つ目は、経済的支援でございます。

子育て支援課では、ひとり親世帯への経済的支援として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費等助成事業を実施しております。生活保護世帯への支援といたしましては、教育扶助、生業扶助、また大学等に進学する際の進学準備給付金の支給等を社会福祉課が担当しております。

以上のように、本市におきましても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、引き続き教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、子どもや家庭に対して、今後もさまざまな支援策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま紹介議員、参考人の説明、担当課の参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特になければ、執行部は退席してください。大変ご苦労さまでございました。

請願の審査は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1 時 0 分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、請願の審査を行います。

請願第 1 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、請願の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（飯嶋正利） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第 1 号、旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 賛成少数。

よって、請願第 1 号は不採択といたしました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

陳情の審査

○委員長（飯嶋正利） 次に、陳情の審査を行います。

関係課の入室のため、しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時 2分

再開 午後 1時 3分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第3号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情の2件であります。

初めに、陳情第1号の審査に入ります。

子育て支援課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時 4分

再開 午後 1時 4分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、幼児教育・保育の無償化につきましては、陳情趣旨のとおり、政府において平成30年12月28日に、幼児教育、高等教育無償化の制度の具体的に向けた方針が関係各所の合意により決定されました。この概要につきまして、ただいま配付させていただきました国の資料に基づき、説明させていただきます。

それでは、ただいま配付いたしました資料の1ページをご覧ください。

まず、大きい1の総論、この2行目に記載のとおり、本制度の趣旨といたしましては、少子化対策の1つであること、そして、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することの重要性といった背景を踏まえ、制度化されるものです。

大きい2番目、対象者、対象範囲等につきまして、（1）の幼稚園、保育所、認定こども園等につきましては、まず、3歳から5歳児は一律に利用料が無料化になります。

ただ、新制度に移行していない幼稚園につきましては、月額に上限を定め、無償化にする

ということです。また、今まで保育料に含まれていた食材料費につきましては、実費徴収を基本とするとされております。

次に、ゼロ歳から2歳児につきましては、住民税の非課税世帯を対象に無償化となります。

資料の(2)幼稚園の預かり保育と(3)の認可外保育施設等につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合に対象となり、利用料は無償化の額につきましては上限を定めて無償化にするということでございます。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

大きな3番の財源です。

まず、(1)の負担割合につきましては、2行目に記載のとおり、私立の教育保育施設につきましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつとなっておりますが、公立分は全額市の負担となっております。

(2)の財源措置につきましては、消費税10%への引き上げに伴い、地方へ配分される地方税の増収分が2019年度分はわずかであることから、全額国負担となります。事務費については、初年度と2年度を全額国負担とされております。

また、システム改修費につきましては、記載のとおり、本年度と平成31年度の予算を活用して対応されるということです。

そして、大きな5番の実施時期につきましては、消費税10%の導入時期と合わせて、2019年10月1日となります。

現在、国において、この方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進めているところでございます。

なお、平成31年度の旭市の予算措置につきましては、予算3ページに公表されているこれらの情報を基に予算計上をしております。

それでは、陳情事項に沿って申し上げます。

まず、陳情事項の1番、無償化による自治体の負担増についてということで、こちらは幼児教育無償化の実施に要する経費につきましては、無償化による保育料分の収入源を見込み、子ども・子育て支援臨時交付金1億1,400万円を計上しております。

2点目として、無償化を理由に保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算の確保をということでございますが、現時点で、旭市は待機児童は発生していませんが、3歳未満児の保育ニーズが増加傾向にあり、今後、待機児童が発生する可能性はあります。また、年々、特別な支援を要する児童が増加しておりまして、国の配置基準

より多くの保育士の配置を要する現状です。

ちなみに、公立保育所の状況で申し上げますと、公立保育所は公設公営が市内 12 か所ありますが、その職員配置は各施設 1 名ないし 2 名の増員を図っております。

民間教育保育施設に勤務する保育士の処遇改善につきましては、現在、国の処遇改善加算制度がございます。また、千葉県と旭市においても独自に保育士の処遇改善事業を行っております。

大きな 3 点目、ゼロ歳から 2 歳児も所得制限を設けずに無償化の対象にという陳情でございます。

まず、現行の制度におきましては、住民税の非課税世帯のうち、ひとり親等の世帯は保育料の負担はございません。無償化後はこれが拡大され、ひとり親世帯を除く住民税非課税世帯についても、ゼロ歳から 2 歳児の保育料が無償となります。所得制限を設けず、無償化の対象とした場合は、対象児童は 700 名に及びます。

続いて、大きな 4 点目、給食食材料費についてでございます。

3 歳以上児につきましては、この制度改正により保育料は無償となりますが、これまで保育料に含まれていた給食費については実費徴収となります。現在、教育利用をしているご家庭では、もう既に実費徴収が行われており、保育所を利用している 3 歳児以上の児童につきましては、保育料に副食の食材費が含まれておりまして、主食は保護者負担となっております。保育利用のゼロ歳から 2 歳児は、保育料に主食、副食の食材料費が全て含まれております。

副食費を免除する範囲は保育料よりも広くなり、年収 360 万円未満相当の世帯の全ての子どもが対象となるということです。今回の予算積算に当たりまして、この実費徴収額を国の示す副食費、月額 4,500 円で積算しておりますが、実際に公立保育所においてかかっている費用は、市の賄い材料費より算出しますと、副食費 1 人当たり月額 6,300 円程度となっておりますので、国より、今後、詳細が示されましたら、実費徴収額が現状の保育料を超えないよう考慮し、検討してまいりたいと考えております。

大きな 5 番目、現行の多子減免措置の拡充ということで、国から示されている副食費の免除対象範囲から第 3 子以降の給食費については、現行の減免措置と同様に副食費が無償となる見込みでございます。

大きな 6 点目、認可外保育施設については、基本的には県の所管となっております。

子育て支援課からの説明は以上でございます。

○委員長（飯嶋正利）　ありがとうございました。

　ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利）　特にないようですので、続いて、陳情第3号の審査に入ります。

　保険年金課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

　保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹）　それでは、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情書につきまして、保険年金課からの参考意見を申し上げます。

　全国後期高齢者医療広域連合協議会では、国に対し、後期高齢者の窓口負担のあり方について、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。しかしながら、やむを得ず、窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うことという内容で要望を行いました。

　これに対しまして、国からは、引き続き社会保障審議会医療保険部会などにおいて丁寧に検討していきたいとの回答が出ております。

　旭市といたしましても、後期高齢者の被保険者が年々増加傾向にあることから、その動向を注視しているところであり、今後も国・県などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

　保険年金課からは以上でございます。

○委員長（飯嶋正利）　ありがとうございました。

　ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利）　特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦労さまでした。

　しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩　午後　1時16分

再開　午後　1時16分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情の審査を行います。

初めに、陳情第1号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、続いて、陳情第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（飯嶋正利） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第1号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 可否同数。

よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本案を裁決いたします。

委員長は、陳情第1号について不採択と決裁いたします。

陳情第3号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 賛成者なし。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長の一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（飯嶋正利） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時19分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

総 務 常 任 委 員 会

平成31年3月14日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成31年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 9 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第14号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

《付託陳情》

陳情第 2 号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情

出席委員（7名）

委員長 伊 藤 保

副委員長 米 本 弥一郎

委員 高 橋 利 彦

委員 島 田 和 雄

委員 宮 澤 芳 雄

委員 遠 藤 保 明

委員 片 桐 文 夫

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 向 後 悦 世

説明のため出席した者（25名）

副市長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
会計管理者	松 本 尚 美	消防長	川 口 和 昭
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	その他担当 職員	1 4 名

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変忙しい中ご苦労さまでございます。

大変春めいてまいりましたけれども、気温の差がかなりあるので、皆様方におかれましては、体に十分留意してください。

それでは、総務常任委員会を開会します。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

向後議長。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は付託いたしました7議案、陳情1件について審査していただくことになっております。どうぞ慎重なる審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、ただいま議長の挨拶にもございましたとおり全部で7議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係で、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項、議案第2号、平成31年度旭市病院事業債管理特別会計

予算の議決について、それと議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項ということで 3 議案ございます。

条例の一部改正といたしましては、議案第 14 号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての 4 議案でございます。

以上、全部で 7 議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するように努めてまいりますので、何とぞ全議案可決承認くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 14 号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての 7 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてですが、これにつきましては過日の議会全員協議会におきまして、予算の概要をご説明したところでございます。

また、本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところではありますが、さらに何点か絞りまして、所管から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、着座してよろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） はい。説明が長くなるようでしたら着座をお願いします。

○総務課長（飯島 茂） どうもありがとうございます。失礼します。

それでは、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について、総務課所管の人員費について補足説明申し上げます。

予算書の294ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書の一般職分でございます。

まず、上段の（1）総括の職員数は、本年度640人は、平成31年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、新規採用者及び会計間の異動等を考慮して、31年4月1日の配置予定人数を計上したものでございます。前年度当初予算と比較して3人の減となっております。

括弧内の本年度29人は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の外書きでございます。

前年度当初予算と比較して3人の増となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額が23億7,585万9,000円で、前年度と比較して904万7,000円の減となっております。これはフルタイム職員数の減によるものでございます。

職員手当につきましては、下段に内訳を載せてございますので、後ほどご説明いたします。

共済費は、職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でございまして、追加費用率の減により、前年度と比較して261万円の減となっております。

次に、下段の職員手当についてご説明申し上げます。

まず、扶養手当です。手当の内容は、配偶者及び父母等が月額6,500円、子どもが月額1万円となっております。支給人数の減により、前年度と比べ47万4,000円の減となっております。

次に、住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて支給するもので、一月の支給限度額は2万7,000円でございます。支給人数の増により、前年度と比較して177万8,000円の増となっております。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道 2 キロ以上のものについて距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は定期券等の運賃相当額を支給いたします。前年度とほぼ同額となっております。

次の特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は 1 回 200 円から 500 円を支給するもので、前年度と同額となっております。

次の時間外勤務手当は、平日の午後 10 時までは 1 時間当たりの時間単価に 100 分の 125 を乗じて得た額、週休日の午後 10 時までは 100 分の 135 を乗じて得た額、午後 10 時から翌朝の午前 5 時までは、さらにそれぞれ 100 分の 25 を加算した額等を支給するものでございます。これも前年度と同額となっております。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした職員に 1 回当たり 4,400 円を支給するものでございまして、前年度とほぼ同額となっております。

次の管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日や平日の深夜に勤務した場合に 6,000 円から 1 万円の範囲で支給するもので、前年度と同額となっております。

次に、下段に移ります。

休日勤務手当は、休日に勤務した場合に 1 時間当たりの時間単価に 100 分の 135 を乗じて得た額を支給するもので、平成 31 年度につきましては、休日の日数が増えることから、前年度と比較して 700 万円の増となっております。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月額 2 万 7,800 円から 4 万 4,300 円を支給するものです。前年度とほぼ同額となっております。

続いて、期末手当と勤勉手当でございます。

平成 31 年度の期末手当の支給率は、6 月、12 月とも 1.3 月、勤勉手当は 6 月と 12 月ともに 0.925 月で、年間の合計支給率は 4.45 月分でございます。前年度と比較して、期末手当は職員数の減等により 245 万 9,000 円の減、勤勉手当につきましては、人事院勧告等に基づき支給月数が 0.05 月分増えたことにより 895 万 5,000 円の増となっております。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給するもので、3 歳未満の子どもについては、月額 1 人 1 万 5,000 円、3 歳から 12 歳までの子どもにつきましては、第 1 子と第 2 子は 1 人 1 万円、第 3 子以降は 1 人 1 万 5,000 円、中学生につきましては、1 人 1 万円を支給するものでございます。前年度とほぼ同額となっております。

最後の夜間勤務手当は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合に、1 時間当たりの単価に 100 分の 25 を乗じて得た額を支給するもので、主に消防職員に対して支

給しており、前年度と同額となっております。

以上で、総務課の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についての企画政策課の所管の部分を補足説明いたします。

主要事業につきましては、全員協議会でも説明させていただきましたので、それ以外のもので説明させていただきます。

歳入になります。予算書の31ページをお願いいたします。

15款1項1目、説明欄5です。道の駅施設貸付料600万円でございます。平成30年4月より、道の駅の運営会社であります株式会社季楽里あさひから施設貸付料を納めていただいておりますので、平成31年度につきましても今年度と同様に月額50万円、年額600万円を納付予定です。

続きまして、歳出になります。予算書の66ページをお願いいたします。

2款1項7目、説明欄11、道の駅整備基金積立金600万3,000円です。道の駅季楽里あさひの将来の大規模改修等に備えるため、先ほど歳入で説明いたしました道の駅施設貸付料などを基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の70ページをご覧ください。

歳出になります。

2款1項10目、説明欄2のコミュニティ育成事業、19節コミュニティ育成事業補助金は、各区が行う集会施設の建設や修繕のほか、祭り用備品の購入等に対して補助するものです。

来年度予算額1,131万円の主なものは、野中区が行う集会施設の新築への補助と万歳4区が行う祭り用備品の購入への補助です。

なお、補助率は集会施設の新築の場合、補助対象事業費の10分の6以内で、限度額は700万円です。

祭り用備品等については、宝くじの助成対象となることが条件で、補助率は100%、補助対象は100万円以上のもので、限度額は250万円です。

以上で、議案第1号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課より、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について、税務課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをお開きください。

1款市税です。平成31年度市税の合計額は75億5,417万7,000円で、前年度比1億406万9,000円、1.4%の増を見込んでおります。

内訳としましては、現年度分を74億6,197万円、滞納繰越分を9,220万7,000円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

1項1目個人市民税は31億122万2,000円で、前年度比1,052万円、0.3%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については98.10%で、前年度比0.70ポイントの増を見込んだものでございます。

1項2目法人市民税は4億8,610万9,000円で、前年度比2,758万3,000円、6.0%の増を見込んでおります。現年度課税分の収納率については99.60%で、前年度と同率といたしました。

市民税について、個人分は全体の約8割を占めている給与所得者の増を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2項1目固定資産税は30億655万2,000円で、前年度比8,206万2,000円、2.8%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については97.50%で、前年度と同率といたしました。

家屋につきましては、新築家屋の増加により税額が増となる見込みで、また償却資産については平成30年度の課税分の実績が増え、その影響により増加となったものです。

続きまして、14ページをお願いします。

3項1目軽自動車税は2億1,548万7,000円で、前年度比552万円、2.6%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については96.30%で、前年度比0.70ポイントの減を見込んだものです。

続きまして、4項1目たばこ税は4億8,026万5,000円で、前年度比2,411万7,000円の4.8%の減を見込んでおります。たばこ税については、税率の引き上げがありましたが、健康意識の高まりや喫煙場所の規制、値上げによる買い控えにより税額が減となる見込みです。

続きまして、15 ページをお願いします。

6 項 1 目都市計画税は 2 億 5,253 万 9,000 円で、前年度比 282 万 5,000 円、1.1%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については 97.50%で、前年度と同率といたしました。

次に、特別土地保有税について、制度自体は平成 15 年に廃止されたものですが、残っておりまして滞納繰越分が 30 年度で完納されましたことによる廃項となるものです。

以上で、議案第 1 号、税務課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、70 ページのコミュニティ育成事業 1,131 万円、これは万歳 4 区の祭り備品の補助金がここに入っているということですが、この祭りの備品というのはどういうものか、それに対して幾ら助成されるのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） この内容ですけれども、主なものは大きな太鼓を三つです。それで、補助金の額は 250 万円です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 294 ページの（1）総括の中で、ここで先ほど説明したわけですが、（1）の総括の職員数 640 人ということの中で、括弧の 29 人というのは、この中の再任用の職員の数だと思うんですが、そこで今職員の適正化計画、行革の中で打ち出されていますが、適正化計画の人数とこの人数を比較してどういうふうになるのか、それをまずお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋委員のご質問ありましたその括弧内は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員、外書きという中で、現在、旭市ではこの再任用、短時間ともに週 3、それを上限としておりますので、これは職員数、定数のほうには入ってきませんので、定員適正化計画のほうとは別のものだということふうにご理解を賜りたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 現在の職員の適正化計画の人数とこの 640 人を比較してどうなるのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） まず、640 人は、これまず一般会計ということでございまして、定員適正化計画のほう、例えば 30 年度であればその目標値は 682 でございまして、実数は 674、計画より 5 名先行して職員数のほうを減らしているということでご理解をいただければと思っております。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 5 人減らしているということですが、29 人再任用がいるでしょう。そうすると、週半分働いたって結局十四、五人の計算になるんです。そうすると、適正化計画の人数より多くなっちゃうと思うんですよ。それをどういうふうに考えているのか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、再任用につきましては、前もご説明させていただきましたが、私ども公務員は 60 歳で現在定年だという中で、年金のほうで、例えば去年退職のものから 63 歳で初めて年金をもらえるよと。国のほうの方針として、無収入期間をなくすというような中で、本人の希望があれば、まず基本は任用しなくてはならないと、ルールはなっておりますので、本市では定数に入らない形で再任用のほうを現在認めているというところでございます。

高橋委員のほうからも以前から、再任用職員、あまりしっかり機能していないんじゃないかといったようなご質問あった中で、来年度の退職者から、やはりこれは希望制であります。週 5 日制、そういったことも本人の希望の中で認めていって、しっかり機能していただく、その場合には定数には入ってくるよということでご理解をいただければと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、適正化計画の中で正職員と再任用、これを両方加味した中でやるべきだと思うんですよ。

それからもう 1 点、そういう中で国も年金制度を延ばしたから、その間、組織をどうにかしろというそんな中で、旭市の臨時職員とかそういうのがいますね。それから見ますと、職員の再任用の時間給というのは約倍くらいしていると思うんですよ。ですから、給料といい

ますか、賃金の決め方はどうなっているのかお尋ねします。何を根拠に決めているのか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 職員の給料をどういうふうに決めているんだという中で、市のほうでは一般職、行政職の給料表とあと医療職の給料表がございまして、一般職の給料表の一番下段のほうに任期付職員と、それから再任用職員の給料表のほうが定めてございます。

旭市では、基本は再任用は1級から7級までありますが、2級というものを基本として当てはめて給料のほうを支給しております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましても、倍というのはちょっと高いと思うんですよ。例えば、農協なんかだって、60歳で定年になってやめたら、臨時職として入って給料は約半分なんです。ですから、自分たちの立場を守るのはいいいでしょうけれども、その辺は十分検討していただきたいと思いますよ。結局、その空白期間を埋めるなら埋めるで、その年金分、充当分ですか、それで私はいいいと思うんですよ。倍払うというのは、この金額を聞いたら世間一般から理解されないと思うんですが。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

実は高橋委員、本日も最後に陳情というふうなことで会計年度任用職員、臨時職のそういった制度が変わってくる中で、今で言う臨時職員、その給与実態のほうをしっかりと見直して、はっきり言えば、今の制度の中では期末手当なんか、一般的に言うボーナスですね、出すことはできませんが、それを出すようにといったような大きな国の動きもあります。いずれにしても、高橋委員おっしゃるように、例えば同一労働同一賃金であるとか、給与費の削減というものはしっかりと抑えていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、行政というのは市民あつての行政なんです。そんな中で市民に理解のできるようなそういう給与体系、自分たちの組織じゃなく市民あつての行政ですから、そういう中では市民に十分納得できるような給与体系にしていきたいと思います。

います。副市長、どうですか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） これまでも総務課長が答弁しておりました。今までは確かに週3日ということがありました。

今後、例えば近隣の銚子市とかでは、既に週5日で勤務している職員もいるという状況の中で、そことの均衡等も踏まえて、これまで職員として培ってきたスキル、それがどのように生かしていけるのか、その辺も踏まえて検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） スキルとかなんとか言いますが、結局やめた人はその場所じゃなく、よその場所へ行っちゃうでしょう。これは職人みたいなあれだったらスキルということはありませんけれども、結局職員はほかのセクションへ行ったら、また一から出直しでしょう。そういう中でスキルという言葉は、これはあまり通用しないと思うんですよ。それはいい言葉ですけどもね。副市長、答弁して。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 全てが全くスキルが必要ない部署へということではございませんで、例えば契約の班であったり、企画のところだったりとか、それは適材適所で今後活用していく必要があるだろうと、その辺は今後しっかりと踏まえて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 第2号につきましては、本会議での補足説明のとおりでございます。本委員会での補足はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局、看護師マンションの建設ということで借入れがあるわけですね。そんな中で今、中央病院は企業会計方式でやっていますから、その中で損益計算書で減価償却しているわけですよ。それが減価償却引当か、それとも建設改良積立金になっていくか分からないですが、20 億円くらいなぜ借りなくてはならないのか、まずそこをお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、お答えします。

借入れは、うちのほうで借入れて貸し付けることによって、25%交付税算入されますので、それが補助金と同じ役割を果たすということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そこで、中央病院には建設改良積立金というのはどのくらいあるのかをお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 現在それはございません。新本館建設に当たって積み立てておきまして、それが終わった時点で基金はなくなっております。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 27 年であそこは公営企業でなくなって、28 年から独立行政法人になったわけですね。そんな中で、27 年度の決算には建設改良積立金というのはあるんですよ。これどこへやったのかをお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それは通常の現金と一緒にっております。移行時に建設の基金はなくなっておりますので。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 同じ決算方式なんですよ、やり方は。ですから、それはどこへ使ってもこれは構わないわけです。現金になっていようと、また何か購入する際に使っても、これは問題はないわけですよ。しかし、その勘定科目がなぜなくなったのか。

その時、28 年にはまるっきりそれがなくなっちゃっているんですよ。それと同時に、そこで退職給与引当金が何でできたの。今まで退職給与引当金というのは積んでいないわけですよ。何で退職給与引当金ができたのか。それと同時に、建設改良積立金がなくなったのか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） その辺の詳しい内容になりますと、今回の議案から外れていると思いますので、それについてはまた中央病院のほうから聞き取りして、回答したいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それは私も分かっていますよ、ここでは関係ない。しかし、その辺をきちっと精査しないで、中央病院から言われたら何でも金を貸しますよと、そんなあれはないと思うんですよ。

あと、これは課長に言ってもしょうがないと思うんですが、前に医師マンションのこともありましたけれども、中央病院に言われたら何でもやっちゃうんですよ。ですから、そんな中では貸すなら貸す、これはいいと思います。貸すなどは私は言いませんよ。しかしながら、中央病院の内容を十分把握する。把握した中で貸すなら問題ない。それを何がなんだか分からないで、中央病院に言われて貸すというのは、こんなあれはないと思うんですよ。その辺十分ね、課長より副市長、これは答弁してください。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 中央病院は地方独立行政法人に移行しました。ただ、その中でも、やはり施設の整備、それから機械器具の購入、こういったものには交付税算入されて、中央病院の経営上利益になる部分が当然あります。

そういった中で今の中央病院、ずっと黒字を出してきたその体力、財務諸表、そういったところを見ても、十分これは返していけるということも踏まえて、しかも中央病院の経営上の利益になる、それであれば新たに起債を利用して建てるということも、手法としては当然あると、そのように考えてこのような形をとっているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 私は副市長、貸す貸さないの問題じゃないんですよ。中央病院がおかし

くなったら、中央病院は今本体より大きいんでしょう、現実には。市は今年初めて 300 億円の予算を超しましたけれども、中央病院の予算は三百五、六十億いつていると思うんですよ。親亀より子亀のほうが大きいんですよ。そんな中で中央病院がこけたら、旭市はどうなりますか。銚子市だの夕張市だのと言ってられないんですよ。

赤字が出たら雪だるま、小さいのを大きくするのは大変だけれども、大きい雪だるまはすぐ大きくなっちゃうんですよ。そんな中でなぜ中央病院、最終的な責任は旭市が持たなくてはならない。市が持つというより、最終的には住民が持つということになるんですよ。そんな中で、幾ら向こうは経営体が違うからといって、何がなんだか分からないで市がやるというのは、ちょっと大きな問題があると思うんですよ。ですから、経営の実態は十分把握していただきたいと思いますよ。

先ほど担当課長が、改良積立金は新本館を建てる時に使っちゃったとか、使っていないでしょう。27 年度の決算にはちゃんと残っているんですよ。

(発言する人あり)

○委員(高橋利彦) 基金を残してどこへ持っていったか、その勘定科目がなかったら現金預金もないんですよ。

ですから、副市長、その辺は中央病院の内容は十分把握してくださいよ。市のためというより市民のためなんですよ。そういう中で、副市長、また何かあれば。

○委員長(伊藤 保) 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長(加瀬正彦) 今回、看護宿舎、当然これを借り入れて市から貸し付けるわけであり。これについては、先ほども申し上げたとおり交付税算入があって、その金額は……

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) それが収益改善のためになっているということもご理解いただければ。ただ、起債、自分のところのお金で使ってしまったら、それは留保するお金がなくなってしまふ。そうすると、通常回していく中でも、それが厳しくなるほうのほうが、より経営上は望ましくないんじゃないのかな。少しでも利益を得られて、収益上有利になるものであれば、それは今の収益の状況、それから決算の状況、そういったところを踏まえて、そののできる範囲の中で借りること、それは市も同じですけども、中央病院も同じで、利益になることをやっている、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） まるっきり理解していないと思うんですが、中央病院の今交付税、前から見て 10 億円以上増えているでしょう。それと同時に、独法になった中で減価償却引当金がぐんと低くなった。経費が低くなったから、それから例の退職金の戻し分ですか、それがあってようやくあの決算でしょうよ。中央病院の内容をよく精査したら、だんだん悪くなっているんですよ。その辺十分踏まえた中で、副市長を含めた担当課長、検討していただきたいと思います。あとと言ってもしょうがないです。答弁があればどうぞ。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 減価償却の引当金というか、累計とか、その辺の話ですけども、これにつきましては移行時に独法の会計基準に照らして正しくやったということで、これはあくまでも、これがおかしいと言われても、何ともお答えのしようがありません。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それで、現に利益的には 15 億円ほどの決算を続けておりますので、これは高橋委員おっしゃることを差っ引いても、上に出ておりますので、黒字体質で現在は運営されているということでご理解いただきたいと思います。

決して、そのものがなかったら赤字になるわけではございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） あんた方は、ただ逃げの答弁だけやっていて、実際問題あれでしょう。減価償却だって、何も私は資産を云々かんぬんは、これはその時点で資産の見直しをした中で低くしたのは当然なんですよ。それは私は言いませんよ。資産が少なくなったから減価償却が低くなる。減価償却が低くなるということは、結局経費が減るということでしょう。経費が減れば当然利益が出るんですよ。これはただ実質の利益じゃなく、帳簿上の利益だけなんですよ。そんな中で、営業収益で見たらどうなんですかね。営業収益というのは、前と比べてそんなに上がっていないでしょうよ。

いずれにしても、これは幾らやっていても、皆さん方はただ逃げの答弁ですから、いいですよ。私はごちゃごちゃあとは言いませんよ。市が全責任を最終的に持つ中では、中央病院の経営を十分把握していただきたいと思いますよ。どうなんですか、副市長。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今、地方独立行政法人に中央病院が移行しました。その会計基準についても、地方独立行政法人法の中でその会計基準に基づいて全て処理をしている。先ほどの減価償却もそうなんですけれども、実質的な利益の考え方というのは、減価償却費や固定資産価値の減少を費用として計上するものなんですよ。ですから、それは当然その年次によって変わっていきますから、その時々で利益が……

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） 十分ご存じの上でご質問いただいているということで、それについては中央病院も経営努力をしている。そういう中で一度も赤字を出していない。これ自体が全国的にないわけですよ。指折るぐらいしかないわけです。

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） ですから、それも収益としてきちんとカウントして、それに対応する看護師を増やしたりとか、その対応も経営努力の中できちんとされている。ですから赤字にならない。そういう逆の面からも見ていただいて、しっかりと経営しているということをご理解いただければなど。

当然、市が責任を持つのは、市立病院ですから当たり前でございます。ですから、そうならないように、みんな努力しているということをご理解いただければと思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決については、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、財政課からは加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 議案第9号につきましては、財政課と同じく、行政改革推進課においても補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(飯島 茂) 議案第14号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしく願いをいたします。

○委員長(伊藤 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(飯島 茂) 議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしく願いを申し上げます。

○委員長(伊藤 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(石毛春夫) 議案第16号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議においての補足説明以外はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第16号の質疑は終わります。

続いて、議案第21号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。ここでの補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 21 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第 21 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、企画政策課の所管事項のうち株式会社季楽里あさひの事業経営状況の報告時期について報告させていただきます。

株式会社季楽里あさひの事業経営状況につきましては、昨年、一昨年と6月の第2回定例会で報告させていただきましたが、平成31年度からは9月の第3回定例会で報告させていただくことといたしたいと思います。

その理由といたしましては、議会への報告は、会社の株主総会で決算書類の承認を受けた後となること、経費等の処理について3月の支払い分の中に、電気代その他4月末から5月の連休明けになるものもあり、5月中旬に監査、株主総会を開催するにはスケジュールが非常に厳しいということで、会計事務所のほうから、役員会等の中で一考願いたいという旨の申し出があり、余裕を持った処理が望ましいということでございます。

また、法人税の申告につきましては、季楽里あさひにつきましては、特例措置により1か月間延長することが認められている法人であると、千葉県東総食肉公社や旭中央病院の経営状況については9月の第3回定例会で行っており、これに合わせたいこと、会社法及び会社の定款で株主総会は事業年度終了後3か月以内に開催するということになっております。これらのことから、9月の第3回定例会で報告させていただくこととしました。

以上で、企画政策課の所管事項のご報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私のほうからは、第2次旭市男女共同参画計画を策定いたしましたので、概要を説明させていただきます。

お手元にあります計画書のほうをご覧くださいと思います。1ページです。

1は、計画策定の趣旨です。

旭市では、平成26年に旭市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

その結果、一定の前進はありましたが、少子高齢社会の進展やライフスタイルの変化の中で新たな課題も生じておりますので、これまでの計画を踏まえ、第2次旭市男女共同参画計画を策定したものです。

今後も引き続き男女が社会の対等な構成員として参画し、ともに責任を担う社会の実現に向け必要な施策を推進してまいります。

なお、ここに記述はないんですけれども、この計画の策定に当たりましては、平成 29 年に行った市民意識調査をはじめ外部組織であります旭市男女共同参画推進懇話会やパブリックコメントで、市民の皆様から意見をいただき反映しております。

次に、2 の計画の位置づけですが、(1) から (4) にありますように、本計画につきましては、男女共同参画社会基本法に基づく計画であることをはじめ、国の第 4 次男女共同参画基本計画や県の第 4 次千葉県男女共同参画計画及び旭市総合戦略と整合性を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、これは通称DV防止法ですけれども、そういった法律に基づく市の基本計画として位置づけております。

また、(4) ですけれども、(4) は今回新たに加えたもので、この計画は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画としても位置づけをしております。

3 の計画の期間ですけれども、2019 年度から 2023 年度までの 5 か年となります。

2 ページをご覧ください。

○委員長（伊藤 保） 課長、長くなるようでしたら座って。

○市民生活課長（宮負賢治） すみません、座って説明させていただきます。

2 ページの 1、計画の理念は男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会の形成といたしました。

2 の基本目標は、一つ目が男女が互いを尊重する社会づくり、二つ目が男女が個性と能力を発揮できる環境づくり、三つ目は男女が安全・安心に暮らせる社会づくりといたしました。

○委員長（伊藤 保） 説明の途中ですが、ここで 11 時 15 分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事項の報告を行います。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、先ほどに引き続きご説明させていただきます。

2 ページです。

先ほど理念と目標を申し上げましたが、これは現在の計画と同じものとしております。

3 ページをご覧ください。

重点的に取り組む施策です。この部分は、今回の計画で新たにつけ加えられたものです。

今回の計画では、これまでの取り組みや市民意識調査を通じて明らかになってきた課題への対応に当たり、旭市として特に重点的に取り組む施策としまして、（１）あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進、（２）DV・虐待被害等に対する支援体制の充実、（３）ワークライフバランスの普及促進、（４）子育て・介護への支援、（５）市政における男女共同参画の推進、（６）防災における男女共同参画の推進を位置づけました。

4 ページをご覧ください。

計画の体系になります。

左からですけれども、基本理念とこれに基づく三つの基本目標、次の列では目標の達成に向けた八つの主要課題、さらに課題の解決のために取り組む施策の方向や重点施策を示しております。

5 ページをご覧ください。

このグラフですけれども、平成 25 年度と平成 29 年度に行った市民意識調査の結果から、男女共同参画社会を実現するために、市の施策に望むことを比較しております。

このグラフからは、育児・介護休業制度の普及促進の充実を望む声が一番多く、次いで育児・保育事業の充実、3 番目に職場における格差の是正や女性の労働条件の改善を望む声が多いことが分かります。

6 ページをご覧ください。

第 3 章、施策の内容です。ここからは八つの主要課題について現状と課題を整理した上で、施策の方向と具体的な取り組みを記載しております。

まず、基本目標 1 の主要課題 1、男女共同参画意識の形成です。

ここでは市民意識調査の結果、男性優遇が 6 割を超えていた慣習やしきたり、政治、行政などの分野において、男女共同参画の理念を正しく広めるため必要な施策や事業を推進しております。

下段は主要課題 1 に対応する施策の方向と実施予定の事業になります。

この表の右の端に区分欄とありまして、そこに継続とある事業は、現在の計画にある事業

を引き継いだものです。ここに新規と表示してあるものは、今回新たに位置づけた事業ということになります。

7 ページをご覧ください。

2 段目の表ですけれども、主要課題 1 における施策の目標になります。この目標は、課題ごとに設けてありまして、施策の確実な推進に向け、毎年達成状況を調査しております。

以下のページにつきましては、主要課題ごとに施策や事業を記述してございます。

そういったことで説明は省略させていただきまして、最後になりますけれども、この計画につきましては概要版を作成しまして、区長を通じて全戸配布する予定です。

以上で、第 2 次旭市男女共同参画計画の概要の説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課から工事の入札について報告いたします。

旭市新庁舎建設事業に係る建設工事 3 工種及び旭市総合体育館屋根・外壁改修工事について、3 月 12 日に開札を実施いたしました。その結果を申し上げます。

まず、旭市新庁舎建設建築工事については、特定建設工事共同企業体 2 者から応札がありました。

次に、旭市新庁舎建設電気設備工事については、特定建設工事共同企業体 5 者から応札がありました。

次に、旭市新庁舎建設機械設備工事については、特定建設工事共同企業体 3 者から応札がありました。

最後に、旭市総合体育館屋根・外壁改修工事については、4 者から応札がありました。

以上、応札の結果 4 件全てにおいて予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した業者をそれぞれ落札者といたしました。

なお、今申し上げました四つの工事案件につきましては、現在、仮契約のための事務手続きを行っており、来週 19 日の議会最終日に追加議案として提出する予定であります。

以上で、財政課からの報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（伊藤 保） 次に、陳情の審査を行います。

関係課以外は、退室してください。

ここでしばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 21 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第 2 号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情の 1 件であります。

それでは、陳情第 2 号の審査に入ります。

総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情について、総務課から参考意見を申し上げます。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、平成 32 年 4 月 1 日から施行される制度でございます。この制度により、さまざまな自治体で雇われています臨時的任用職員や嘱託職員等は、平成 32 年 4 月 1 日以降、原則、会計年度任用職員という身分になります。

これまでと異なる点といたしましては、給与やサービスの取り扱いなどの諸条件が改善されるということでございます。この諸条件は、平成 31 年度に条例によって定めることとしておりますが、一例を申し上げますと、期末手当等の支給が可能になるということでございます。

このように、臨時的任用職員等に対する労働条件が改善されることとなりますが、自治体

の財政面から捉えますと、期末手当等の支給により、これまでより確実に人件費が上昇することとなります。

市といたしましては、地方行政の重要な担い手であります臨時的任用職員等の待遇を改善し、確実に労働力を確保するため、国から財政措置を受けられることは、大きな意味があるものと考えております。

以上、総務課からの参考意見とさせていただきます。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 一つお伺いしますけれども、今現在、旭市で実際にこの制度に該当する方は、どういったところでどのような仕事をされているのか、その辺分かれればお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、現在旭市で雇っております臨時職員数は 405 人からおります。このうち社会保険に加入条件であります 4 分の 3 以上の勤務をしている職員も、169 名からおるところでございます。

どのような場所に勤務しているのかといったようなことでございましたが、例えば保育士、正規職員だけでは十分になっておりませんので、臨時の方をお願いしておりますとか、給食の調理員であったり、税務課等の市民のいろんなデータ等の整理であるとか、あと人数は先ほど言ったように 405 人と相当多い中でございますが、それは個別に本当の単発の業務ということで予防接種の従事であるとか、そのようなカウントが相当あるわけでございます。全てについて申し上げるのはご了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この陳情は条件が悪いからということですが、この条件がちょっと分からないから、旭市では条件的にどうなんですかね。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋委員から、旭市の現在の臨時職員の条件はといったようなことで、臨時職員については毎年、賃金基準表というものを近隣他団体等の状況を踏まえた中で、バランスをとりながら設定しているところでございます。そもそも従来から正規職員と臨時職員の賃金格差はあったというようなことでございます。

国のほうにおいては、今、旭市で言えば、一般事務職であれば時給 940 円ではありますが、国においてはこれを 1,000 円まで上げるといったような大きな動きがある中で、旭市の一般事務で 940 円、決してそれをオーバーしていませんから高いわけではないし、かといって低いといったようなことでもございません。

それから、どうしても保育士の場合には、日給で 9,300 円といったような賃金を払っているところでございます。保育士につきましては、やはりどうしても近年ゼロ歳児であるとか、低年齢化の子どもを預けるといった中で、例えばゼロ歳児であれば 1 人の保育士が 3 人までしか見られない、でも 5 歳児、6 歳児になれば 1 人の保育士で 30 人まで見られるといったような社会の要請というものはある中で、近隣の団体と比べて保育士の賃金が安かった場合に、なかなか臨時職の雇用もできないという中で、そこら辺は十分近隣とバランスを図る中で、旭市は相当保育士が多いというのは、近隣より比較して事実でございますから、そこら辺は配慮する中で、近隣よりは幾分高く設定をしているということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません、1 点質問させていただきます。

再任用職員の方も同様なあれになるんですかね。それとも再任用の職員は別の考えになるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

再任用であつたり任期付職員、これは別な制度でございます。

ただ、再任用につきましては、国のほうがまだ明確ではありませんが、とにかく国家公務員の定年のほうは 65 歳まで今後段階的に引き上げていく、それで 3 年かけるのか、2 年かけるのか、それからまた国のほうは明確な方針は出しておりませんが、いずれ再任用制度と

いうのはなくなっていくよと。あと、とにかく臨時職員というものが同一労働同一賃金と
いったような大きな動きの中で、会計年度職員といったような位置づけがされるというこ
とでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 例えば、今パートで働いている方がおられるということで、163 名ぐら
いおるということですが、これに対して国から補助金とかいう、そういう見込みはあるんで
すか。

○委員長（伊藤 保） 遠藤委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えをさせていただきます。

先ほど私申し上げたのは、まず臨時職員、現在延べ数では 405 人、そのうち 4 分の 3 以上
の勤務、常勤に近い形で、これは社会保険加入の条件であります、その職員が 169 名おる
ということでございます。これについては、特に国のほうから補助金とか何かないわけでご
ざいまして、そこで今回このような陳情が上がったということだと思っております。

ただ、とにかく一般的に行政需要というか、行政の経費が上がるということは、まさしく
全国の 1,700 の自治体が全部行政需要が上がる中で、当然それは国のほうは交付税では当然
見ざるを得ないというのが実情でございまして、それがどのような形で交付税に算入される
のか、遠藤委員おっしゃられたように、補助金にはならないと思いますが、何らかの手当て
をしないと地方はやっていけないということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これはよく同一賃金同一条件という中でのこれは陳情だと思うんですが、
例えば同一賃金、同一条件これは抜きにして、同一賃金にした場合、旭市でも約 400 人から
臨時職員がいるという中で、試算としてはどのぐらいの金額になるんですかね。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） まだ国または県のほうも、明確な方向性は出しておりません。

ただ、そのような中で、例えば今いる大勢の臨時職員が高卒初任給、1級9号給になりますが、それと同じ同水準に当てはめた場合、それから期末手当のほう、期末手当は私ども常勤2.6月1年間もらうわけですが、それを同一とした場合に、本当の概算ですが、1億円を超える金額が、影響額が出るだろうというふうに踏んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、ここで執行部は退席をしてください。

大変ご苦労さまでございました。

そのまましばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（伊藤 保） 次に、討論を省略して採決をいたします。

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） では、暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前 11 時 35 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を省略して採決をいたします。

「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、陳情第 2 号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

意見書の配付があるとおりでございます。

それでは、陳情第 2 号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、陳情第 2 号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への

十分な財政措置を求める意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書案。

平成 28 年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で 64 万人とされ、いまや自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤職員である。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、平成 29 年 5 月 11 日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。

来年 4 月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記。

1. 会計年度任用職員制度の施行に伴う、賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財源を確保すること。

2. 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するよう努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 日。

千葉県旭市議会。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、陳情第2号の会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書は、原案のとおりとすることによってよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保